
令和 7 年 第 4 回 (定例) 南 部 町 議 会 会 議 錄 (第 4 日)

令和 7 年 9 月 9 日 (火曜日)

議事日程 (第 4 号)

令和 7 年 9 月 9 日 午前 9 時開議

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 議事日程の宣告

日程第 3 町政に対する一般質問

本日の会議に付した事件

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 議事日程の宣告

日程第 3 町政に対する一般質問

出席議員 (13名)

1 番 秋 田 佐紀子君	2 番 井 原 啓 明君
3 番 塔 田 光 雄君	4 番 加 藤 学君
5 番 荆 尾 芳 之君	6 番 滝 山 克 己君
7 番 米 澤 瞳 雄君	8 番 長 東 博 信君
9 番 白 川 立 真君	10 番 三 鴨 義 文君
12 番 板 井 隆君	13 番 真 壁 容 子君
14 番 景 山 浩君	

欠席議員 (1名)

11 番 仲 田 司 朗君

欠 員 (なし)

事務局出席職員職氏名

局長	田子勝利君	書記	井塚智枝美君
		書記	荆尾雅之君
		書記	高雄勇飛君
		書記	藤下夢未君

説明のため出席した者の職氏名

町長	陶山清孝君	副町長	宮永二郎君
教育長	二宮伸司君	病院事業管理者	足立正久君
総務課長	田村誠君	総務課課長補佐	石谷麻衣子君
未来を創る課長	松原誠君	デジタル推進課長	橋田和美君
防災監	田中光弘君	税務課長	三輪祐子君
町民生活課長	渡邊悦朗君	子育て支援課長	芝田卓巳君
教育次長	岩田典弘君	総務・学校教育課長	河上英仁君
人権・社会教育課長	畠岡宏隆君	病院事務部長	吾郷あきこ君
福祉政策課長	加納諭史君	福祉事務所長	前田かおり君
建設課長	岩田政幸君	産業課長	亀尾憲司君

午前9時00分開議

○議長（景山浩君） これより会議を開きます。

ただいまの出席議員数は13人です。地方自治法第113条の規定による定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（景山浩君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、次の2人を指名いたします。
2番、井原啓明君、3番、塙田光雄君。

日程第2 議事日程の宣告

○議長（景山浩君） 日程第2、議事日程の宣告を行います。

本日の議事日程は、お手元に配付の日程表のとおりであります。

日程第3 町政に対する一般質問

○議長（景山 浩君） 日程第3、昨日に引き続き、町政に対する一般質問を行います。

まず、12番、板井隆君の質問を許します。

12番、板井隆君。

○議員（12番 板井 隆君） 皆さん、おはようございます。12番、板井隆です。議長よりお許しをいただきましたので、通告をしています2点の事項について質問をいたします。

最初に、男女共同参画の推進についてです。

全ての人が個人として尊重され、活力ある生活を送れる社会を目指し、男女共同参画が推進されています。先日、西部町村議会研修会で、鳥取県男女協働未来創造本部の取組について山本雅美本部長より基調講演がありました。その後、株式会社パッチャリービーの益村千代表取締役と株式会社上代、遠藤みさと代表取締役社長によるパネルセッションが開催され、その中で、若い人が進学や就職で県外に流出をしている。高校生時代に県内の職場環境を知る機会が非常に少ないのではないかとの意見がありました。そんな機会を男女共同参画推進会議で検討され、町内を含めた周辺の魅力を周知し、発信をしてはどうかと思い、以下の点について伺います。

1点目、南部町共同参画推進会議の現状について。

2点目、同よつばの会では、固定的な見方や考え方気に気づくDVDを作成されているが、この効果や利活用はどうか。

3点目、計画期間を令和元年度から5年度とする第3次男女共同計画プランについて、その後のプランはどうか伺います。

4点目、人口減少対策として、若年層女性の流失防止は喫緊の課題であると思っておりますが、この課題と対策について伺います。

5点目、若年女性から見る魅力ある南部町とはどんな町を想定するのかを伺います。

次に、統合保育所の運営についてです。

統合保育所の来年秋の開所を目指した建設に関わる造成工事も始まり、園舎の建設段階まで来ております。運営については、これまで10年以上にわたって、すみれ、さくら保育園の指定管理として、子供たちを見守り、育てていただいた社会福祉法人伯耆の国が予定され、このたび町が建設する新しい園舎運営も、町と伯耆の国が公私連携協定を結び、運営をお任せする方向を打ち出しています。これまで議会も、この手法について様々な議論がなされてきました。公立から

私立移管への移行、運営について、また、6月に開催された保護者説明会を踏まえ、質問をいたします。

1点目、公立から私立への移管の狙いについて。

2点目、つくし、さくら保育園を指定管理者として10年以上運営を続けた経緯と検証を伺いたいと思います。

3点目、新園舎を町と伯耆の国との公私連携協定による共同で運営することとなりますが、民営運営のメリットについて伺います。

4点目、令和8年、来年の秋の開園に向けて、保護者の不安の解消について伺います。

5点目、入所募集の取扱いについて伺います。

6点目、保育士の待遇、待遇について伺います。

以上、壇上からの質問とさせていただきます。よろしく御答弁をお願いいたします。

○議長（景山 浩君） 町長、陶山清孝君。

○町長（陶山 清孝君） それでは、板井議員の御質問にお答えしてまいります。

まず、最初に、男女共同参画の推進についてから回答していきたいと思います。

1点目の御質問、南部町男女共同参画推進会議の現状についてからお答えしてまいります。南部町男女共同参画会議、よつばの会は、平成26年に任意の団体として結成されました。性別にかかわらず、全ての人が自分らしく幸せに生きられる社会を目指して、共に学び合いながら、男女共同参画への理解を深める活動を続けておられます。活動の状況としましては、毎月1回の定例会が開催されています。会員の情報交換や議論を行う学びの場を設けたり、研修や会議に参加されるほか、オリジナルの啓発動画制作に向けたテーマ決めや台本作成、収録などを行っておられます。令和6年度は年間12回の活動をされました。こうした日頃の活動の功績が認められ、令和5年度には、日本海新聞ふるさと大賞2023地域貢献賞を受賞されるなど、町内外で高く評価されております。

2点目の御質問、同よつばの会では、固定的な見方や考え方方に気づくDVDを作成されているが、この効果や利活用はどうかについてお答えをいたします。よつばの会では、日頃の生活の中にある固定的な見方や考え方を見直すための意識啓発につながるオリジナルの啓発動画を作成されており、令和6年度までに「当たり前って何?」「アンコンシャスバイアスに気づこう」などのテーマで、9作品を発表されました。こうした動画をなんぶSANチャンネルでの放映や町ホームページ、ユーチューブで公開、発信することで、町民の方々への啓発活動を行っておられるほか、町の人権会議総会や地域の人権学習などでも活用されております。こうした映像作品は分

かりやすく伝えられ、また、性別や年齢にかかわらず、幅広い方に情報を伝えることができるという利点があります。また、動画の内容は、固定的な見方や考え方など、皆さんの日常生活における実際の体験からテーマを決められるため、私たちにとっても身近であり、見た人が気づきを得られると感じています。今後は、よつばの会の皆さんと連携しながら、より多くの方に作品を見ていただける環境をつくり、また、志を持って活動をされている方々を支える取組を行ってまいりたいと思います。

3点目の御質問です。計画期間を令和元年度から5年度とする第3次男女共同参画プランについて、その後のプランはどうかについてお答えをいたします。南部町では、令和18年12月に南部町男女共同参画推進条例を制定、平成20年度に南部町男女共同参画プランを策定し、家庭や地域、学校や職場でのあらゆる場面において様々な施策を進めてまいりました。議員御指摘の第3次南部町男女共同参画プランにつきましては、計画期間が令和5年度までとなっており、次期計画の策定ができていない状況にあることは町の課題であると認識しております。町としては、第4次プラン策定に向けては、令和6年3月に満18歳以上の町民の方から男女500名を無作為に抽出し、意識調査を実施いたしました。現在、南部町男女共同参画審議会委員の選任を進めており、意識調査の結果を踏まえて、令和7年度中の第4次プラン策定を予定しているところでございます。

なお、令和7年度中には、国第6次男女共同参画基本計画、そして、鳥取県男女共同参画計画の策定が見込まれます。国、県の最新の動向を注視し、これらの計画の基本方針も踏まえながら、南部町の特色を生かした新たな南部町男女共同参画プランの策定を進めてまいりたいと思います。そのほか、鳥取県男女協働未来創造センターよりん彩と連携した町内での定期的なセミナーの配信など、普及啓発、情報提供などに取り組んでまいりました。今後も引き続き、鳥取県とも連携しながら、第4次プランの下、男女共同参画社会の形成の促進に向けて、施策の推進を図ってまいります。

次に、若年層女性の流失防止についての課題と対策についてお答えをいたします。今年2月、県の人口対策課による講演を聞く機会がありました。県内高校を卒業した人のうち、6割が進学や就職で県外に行ってしまう、また、県外大学に進学した学生のうち、県内に戻って就職する人の割合は3割にとどまっているとのことでした。一方、県外の進学を予定している高校3年生に、いつか鳥取県にUターンしたいかを聞いたアンケートでは、41%がUターンしたいと回答し、Uターンの希望がないと回答した人の23%を大きく上回ったそうでございます。つまり、いずれはふるさとに帰りたいと感じて居るのに、帰ることはできていないという実態が数字からも見て

とることができます。

県外進学者からは、ふるさとの情報が欲しいや、ふるさとと緩くつながり続けたいといった声も聞かれ、課題に対するアプローチの一つとして、二十歳の集いでテノヒラ役場登録や、県外で開かれる町人会への町出身若者に対する招待などに力を注いでいるところでございます。

最後に、若年女性の魅力ある南部町とはどんな町を想定するのかについてお答えします。地方創生2.0の政策の5本柱の一つ、安心して働き、暮らせる地方の生活環境の創生では、男女間の賃金格差や様々な場面にあるアンコンシャスバイアス、これ、無意識の思い込みといいますが、これを解消していくことが明記されていますが、やはりこのアンコンシャスバイアスに町民が気づき、解消に向けた行動を取っていく、その結果が若年女性にとって魅力ある南部町につながっていくのではないかと考えています。長年にわたって培われた無意識の思い込みを解消するのは並大抵のことではありませんが、地域振興協議会や集落の代表等にお集まりいただく機会を通じて、重ねてこのようなお話をしてもまいりたいと考えております。

8月上旬には、東京の共立女子大学から20名を超える女子大生が南部町にフィールドワークに来てくれました。東京にはない豊かな自然や美しい景色、おいしい水や食べ物、また、気軽に声をかけてくれる町民性など、私たちにとっては当たり前のものに魅力を感じてくれました。南部町には、若年女性が魅力を感じる素材が十分にそろっていることも、町内に暮らす子供や若者たちにしっかりと伝えていかなければならない、そのように感じております。

次に、統合保育所について御質問を頂戴しています。6点についてお答えしてまいります。

初めに、公立から私立への移管の狙いについてお答えをいたします。5月28日、6月2日の住民説明会のほか、広報でもお知らせしますように、公立から私立へ移管する主な狙いとして、民間の創意工夫によるサービスへの期待、保育の質の充実、保育士の働く環境向上と意欲の向上を上げております。そのほかには、保護者ニーズへの迅速かつ効率的な対応、地域子育て支援のさらなる充実などがございます。

次に、つくし、さくら保育園を指定管理者として10年以上運営を続けた経緯と検証を問うについてお答えをいたします。伯耆の国には、両園を平成24年度から10年以上という長い年月にわたり、指定管理をしていただいています。指定管理を進めました理由としましては、その当時、保育園運営を行う上で、多くの非常勤保育士の方に勤務をいたしましたが、雇用期間が限られてることへの不安定さの解消や待遇改善を図ることが大きな目的であり、社会福祉法人伯耆の国が受皿として新たに事業参入をしていただいたことが始まりでございます。この間、安定した運営実績により、大きなトラブルもなく、お子さんの健やかな成長を支援し、保護者や地

域からの信頼を得られており、早朝保育、延長保育、スポーツと連携した水泳教室の送迎サービスなど、創意工夫や特色ある保育サービスを展開されてきています。また、職員に対しては、独自研修による保育の質の向上にも努められてこられました。その結果、保護者アンケートでも高い満足度の評価を得られています。令和4年度からの指定管理期間の更新審査会におきましても、令和3年度までの10年間の指定管理期間の実績とともに、保育に対する姿勢、考え方を、審査員から高い評価をいただいたところでございます。

次に、新園舎を町と伯耆の国との公私連携による共同で運営することとなるが、民営運営のメリットについて問うについてお答えしてまいります。新たな保育所は私立であることから、基本的には運営者の方針に沿って運営をされていきます。そのため、町としては、保育の責任を果たすために、このたびの民間移管において公私連携型を選択し、運営者側も同意の上、協定を締結するように進めているところでございます。議員の言われます共同で運営するというより、運営を助言、監視していく立場であると考えています。

私立運営でのメリットとしましては、多様な保育ニーズに対応した特色あるサービスを迅速に提供できることが最も大きなメリットであると考えております。以前にもお答えしましたが、温かい御飯の提供や、紙おむつや布団の定額サービス、体調不良児の対応型病児保育、子ども食堂的な副食提供サービスなど、独創的なサービスを現在検討されてるところでございます。

次に、令和8年秋の開園について保護者の不安の解消について問うについてお答えいたします。6月27日、28日に、つくし、さくら両園を会場に保護者説明会を開催しましたところ、保護者からは、設備や環境、入所について質問があり、丁寧にお答えをさせていただきました。中でも、保護者から、入所を考える判断材料として新しい保育所のさらに詳しい情報を求められましたので、入園に当たり不安を解消できるよう、開園までの進め方、事業内容、保護者や子供たちへの配慮について、入園申込みまでに説明会を開催してまいりたいと考えています。2園統合により、子供たちの環境の変化に対する対策が最も大きな配慮事項になりますので、今年8月から、つくし、さくら両園の3歳から5歳児がお互いの園を交互に行き来する交流を始めてもらっており、伯耆の国からは、交流のたびに、子供たちの様子を観察しながら、緊張や不安が見られる子にはフォローを行い、今後は保護者にも交流の様子を見える形で発信していきたいと伺っています。

次に、入所募集の取扱いについて問うについてお答えをいたします。このたびの保護者説明会の中では、保護者の皆さんから、公立から私立になると子供たちはそのまま通えるのか、手續が増えるのか、保育料や利用条件が変わらのかといったことを質問いただいております。そのため、

例年入所募集を10月から開始していますが、今年度におきましては、10月に統合保育所について、これまでと同じこと、変わることなどを説明会でお知らせさせていただいた後に、11月から町内6園全ての入所募集を計画しております。

来年4月につくし、またはさくら両園に入園された園児は、そのまま統合保育所に入所ができ、手続は最小限で済むよう、調整をいたします。また、保育料は、引き続き町が決定し、町に支払いをしていただくことも変わりなく、今後の入所申込みも、町へ申し込み、町が審査決定するやり方に変更はございませんので、保護者の皆様には安心していただけると考えています。

最後に、保育士の待遇、待遇について問うについてお答えをしてまいります。現在、つくし、さくらの2園を運営される伯耆の国を統合新設する保育所運営をお任せする前提で、これまで議会をはじめ、住民説明会等に当たってまいりました。この最大のメリットは、保育所で直接子供に接する保育士が統合園でも働き続けることがあります。統合保育所では、安全な保育環境の下で、園児はダイナミックな遊びや園児同士の触れ合いを通じて、これまで以上の学びと成長の機会を与えることができると考えています。その重要な背景には、保護者の皆様と保育士との信頼関係が重要な要素であることは言をまちません。したがって、現在お勤めの保育士の皆さん引き続き統合保育所で働いていただきたいと強く希望しています。さらに、保育士の待遇改善は、国も重要事項として取り組んでいます。したがって、待遇改善については、国の動向や今後の入園児数、加配による公定価格などを参考にした上で、法人との協議を行い、協定に盛り込んでまいことなると考えています。また、保育士採用に当たっては、鳥取県の奨学金支援制度に乗せをした制度導入についても現在検討をしています。このような支援を通じて、保育士の安定した雇用確保を行いたいと考えております。

以上、答弁といたします。

○議長（景山 浩君） 休憩します。

午前9時25分休憩

午前9時26分再開

○議長（景山 浩君） 再開します。

町長、陶山清孝君。

○町長（陶山 清孝君） 先ほど、壇上での説明で年号を間違えたようですので、訂正させていただきます。改めてそのくだりを申し上げます。

南部町では、平成18年12月に南部町男女共同参画推進条例を制定が正しい表現でございま

すので、訂正させていただきます。

○議長（景山 浩君） 休憩します。

午前 9 時 27 分休憩

午前 9 時 27 分再開

○議長（景山 浩君） 再開します。

12番、板井隆君の再質問を許します。

板井隆君。

○議員（12番 板井 隆君） 御答弁ありがとうございました。

再質問をする前に、1点、私も、壇上での質問に対しての訂正をお願いしたいと思います。これまで10年以上にわたって、すみれ、さくら保育園の指定管理者としてというふうに言いました。間違いでして、つくし、さくら保育園に訂正をお願いしたいと思います。よろしくお願ひします。

では、再質問をさせていただきたいというふうに思います。

まずは、男女共同参画についてです。

先ほどの答弁で、推進会議を昨年は12回ですか、開催をされたというふうにありました。その辺の会議の中での話し合い、そして、それに対する何か行動として捉えているのか、その点について、まずは伺いたいというふうに思います。

○議長（景山 浩君） 総務課長、田村誠君。

○総務課長（田村 誠君） 総務課長です。先ほど、推進会議、よつばの会の活動でございますけども、この会は任意の団体として活動されておりまして、先ほど町長答弁にありましたとおり、昨年、令和6年が12回ということでございました。それぞれの定例会の中で、アンコンシャスバイアスっていうのは何なのかなっていうようなところの講師を招いての研修会であったり、それから、その年にDVD作成される内容であったり、題材であったり、そこら辺のところの議論がされておられました。あと、多様性であったりだとか、思い込みや決めつけについてというようなテーマの中で、それぞれ会員さんの中で議論をされたという具合に認識しております。以上です。

○議長（景山 浩君） 板井隆君。

○議員（12番 板井 隆君） それが12回、月に1回といえば、相当数、回数、会議を進めておられるわけなんですねけれど、なかなかそれが町民のほうに伝わっていないと私個人的には思っ

ています。そういう面からすると、この男女共同参画の推進というものを、町がどれだけ思いを持って、必要な施策、事業として対応しておられるのかなという若干疑問があるんですけど、町長、どうでしょうか。

○議長（景山 浩君） 町長、陶山清孝君。

○町長（陶山 清孝君） 町長でございます。人権会議がやります毎月1回開催しての研修会で、必ず人権の中の話もありますけども、このようなアンコンシャスバイアス、男女共同参画に対して私たちが固定的な概念を持っていないかどうかといったことについても、近年は非常に取組が多いと思います。多くの皆様に、まず、この研修会に出ていただきたいと思っています。その上で、地域の中に出向いていくことも大事だろうと思っていますが、一つ一つの地域の中では、やはり、これはいろんなことについて言えることすらも、地域を守るためにには、やはり地域のおきてが大事だと思ってます。それを守るためにには、一定のルールといったものがかたくなに守られてきた社会の、何ていうんですか、歴史というものもあると思います。しかし、同時に、そのことが男女共同参画、特に女性の自立というんですか、女性のそこで安心して暮らしていくってことに対する妨げになっているといったことが課題なんだろうと思っています。その辺りのところをどういったタイミングでどのように話していくのかというのは、私どももまだ未知数です。しかし、現実に多くの統計データの中で、これから御質問もあると思いますけれども、若者が、特に女性がふるさとから去って、また、ふるさとに帰ってこない一つの原因に、このアンコンシャスバイアスだとか、寛容性だとか、地域の中の女性の住みにくさといったものもあるというデータも上がっているところでございます。重要な問題だと思いますので、ぜひ地域の皆様とどのようなチャンネルで話していくのか、振興協議会等とも話し合いながら、地域の課題として少し時間をしっかりとかけながらやっていくことが必要だろうと思いますので、今までの地域の暮らしを否定することなく、新たな視点として、これから私たちの暮らししがより豊かなものになるための大なるものだと思いますので、取り組んでまいりたいと考えています。以上です。

○議長（景山 浩君） 板井隆君。

○議員（12番 板井 隆君） そうだと思います。これはすぐに結果が出るものではなくて、やはり、町長言われるように、長い目でそれを絶やさないということが必要ではないかなと思います。冒頭でも言いましたけれど、男女協働未来創造本部の山本本部長の講演の中で、そういった、さっき町長も言われた、アンコンシャスバイアスの気づきに向けた県民運動の展開ということでお話をされ、やはりここが今一番必要な部分なのかなっていうふうに思ってますんで、ぜひとも、町長言われるように、長い目でしっかりと議論をしながらとは思うんですが、さっき町長言われ

ました、町長は町民の方にどんどん出てほしいというふうに言われるんですが、やはりそういった興味を持って、出てみようと思わせるような行動、そして呼びかけは、行政がしないとなかなかそれってできない部分があると思うんですが、その辺の対応についてもう一度確認を取っておきたいと思います。

○議長（景山 浩君） 町長、陶山清孝君。

○町長（陶山 清孝君） 町長です。人権会議の責任者として反省するところもあると思いますけれども、一方で、外部に出ますと、南部町の一生懸命やっていただいているミカエル・セミナーに対する評価は非常に高いものがあると思います。このぐらい参加いただいている会議も珍しいと思いますが、一方では、同じ顔ぶれ、そして若者が少ないといった傾向もあるという具合に認識していますので、南部町のテノヒラ役場等、いろいろなＳＮＳ系等のことを使ったり、それから、多様な連絡、報道手段を使って、一度来ていただければ決して損はないという具合に思いますので、議員の皆様にもミカエル・セミナーにぜひ一度来ていただきて、見方を変える、その取組に参加いただきたいと思ってます。

○議長（景山 浩君） 板井隆君。

○議員（12番 板井 隆君） ぜひ参加して、自分も気持ちを変えていきたいなというふうに思います、ありがとうございます。

先ほど町長、壇上で言われました、平成18年に男女共同参画の推進条例を制定をしておられるわけなんですけれど、この前文の一部分を見ると、私たちは、緑豊かな山々に囲まれ、四季の彩り豊かな南部町で、男女平等を基本とした男女共同参画の社会の実現を図り、男女が共同して心豊かな地域社会を創造していくことを決意し、この条例を制定するということになっています。この条例、南部町でいえば法律なわけなんですが、やはりそこをしっかりと重視をしていくということだと思うんですけれど、先ほども聞きましたが、男女共同参画の必要性、そして見直しというものをぜひとも、これについては早急に対応していただきたいと思うんですが、どうでしょうか。

○議長（景山 浩君） 町長、陶山清孝君。

○町長（陶山 清孝君） 町長でございます。私も職員時代にこの条例制定に関わりましたので、責任を持って新たな事業展開に進めてまいりたいと思ってます。

○議長（景山 浩君） 板井隆君。

○議員（12番 板井 隆君） ぜひよろしくお願ひをいたします。

次に、4番目になりますけれど、人口減少対策として、若年層の女性の流失防止というところ

に移らせてもらいます。

冒頭でも言わされました。県内でも 60% の若者が県外に出る。ただ、出るけれど、41% は鳥取県に帰りたいという思いがあるというところを壇上で言わされました。このふるさとに帰りたいという、そこをしっかりと受け止めて、若者に情報発信なりしていく必要があるというふうに思うんですが、町長、その辺に対して町の考え、そして、もし対応していくことがあれば教えていただきたいと思います。

○議長（景山 浩君） 町長、陶山清孝君。

○町長（陶山 清孝君） 町長です。たくさんの課題はあると考えています。昨日も質問の中でもありましたように、若者が外に出るといったことに地方創生の課題があるのではないと思ってます。外に出て、学んで、自らの技術を蓄えて、帰りたいと思ったときに帰れない、または帰りたいと思えないといったことが、やはり地方創生の一番の課題だろうと思ってます。その要素は、この議場でも何度かお話ししましたように、地方創生のファクター X という大きなデータを国がつくってます。ネット上で簡単に見れますので、一回見ていただければいいと思います。

その中で、先ほどのアンコンシャスバイアスじゃありませんけども、寛容性と子供たちが帰ってきてこないために人口が流出するという関係は、統計学上、非常に密接な関係があるという具合に、各都道府県上で県ごとの寛容性度というものを指標評価をしています。一つの調査ですので、これが全てではありませんけれども、やはり地域の寛容性、懐の深さというんですか、心の広さというんですか、そういうものも重要な要素であろうと思っています。ぜひ、なかなか見えにくいうところですけれども、若い女性が暮らしていく上で、ここは安心して暮らせるところだなと思ってもらえるところなのか、若い男性が暮らす上で、心地よく暮らしていく地域になってるのかどうか、そういう視点も重要なことだと思っています。もちろんその生活を支える、働くっていうことはベースになければなりませんけども、そのような、よく言われますウェルビーイングといった、幸せ度っていうんですか、そういうものと寛容性といったものが若者にとって非常に大きな要素だという具合に考えています。

○議長（景山 浩君） 板井隆君。

○議員（12番 板井 隆君） そうだと思います。昨日も塙田議員の人口減少対策で町長言っておられました。人を取り合うのではなくて、じゃない部分での人口減少を抑えていくということが大切だと思うんですけど、ここが一番大切な部分で、やっぱり流出を、出ていった若者たちが都会で様々な経験をし、体験をして、その知恵と力を持って南部町に帰ってくる。帰ってきてくれば、結婚もし、また、その後、子供もできていくということも、これは男女問わず言えるこ

とだと思うんですけど、町長言われるようや、やっぱりそこに思いつき、南部町に帰りたいけど、どうしたらいいんだろう、どうすれば南部町で生活を続けることができるだろうかっていうところを、やはりしっかりと発信をしていくっていうことが必要だというふうに思います。

南部町には高校ありません。南部町出身の学生たちがどういった流れになっていくかというのはなかなかつかみづらいところがあると思うんですが、その辺の対策、町長はどういうふうに考えられますか。

○議長（景山 浩君） 町長、陶山清孝君。

○町長（陶山 清孝君） 町長です。お答えをいたします。

二十歳の集いを行っていますけれども、あのチャンスが最後のような気がしています。そのときに、やはり緩いつながりの、少なくともLINEの交換だとか、ふるさとのテノヒラ役場等に登録していただいておれば、南部町内の広報であったり、近所のおじいさんが亡くなったとか、そういう情報も手に入りますけども、これがなければ、もうほとんどお父さん、お母さんとの連絡、電話、そんなことでしかつながりが、田舎の中でですね、友達同士はあるかもしれませんけど、途絶えてしまうという具合に思っています。そんな中で、教育委員会にも御協力いただいて、できるだけつながりませんかといった行いをやっています。さらには、今年はもうすぐ関東なんぶ会が行われますけれども、この場に関東地方の大学に行ってる子供たちを、希望する子だけですけども、招待しようという取組もしています。

そういう、ささやかですけども、そんなつながりを、緩いつながりをとにかく絶やさずにいるということが大事だろうと思っていますので、そのようなつながりを大事にしたいと思っています。もちろんお父さん、お母さんのほうが声をかけていただければ非常にありがたいんですけども、このことを大分考えてきましたけど、なかなかそれ難しいなと思っています。ぜひ一回つくったつながりを緩く、長くと思っています。

私からは以上です。

○議長（景山 浩君） 板井隆君。

○議員（12番 板井 隆君） 本当に大変だし、なかなか結果がつながらないっていうところもあるかもしれません、先ほど町長が、教育委員会に協力をしてもらって、若者に情報発信とかっていうことがありました。青年の集いのところが中心になってくると思うんですが、その辺はどういった形で教育委員会として若者たちに町の情報を流すということをしてもらっているんでしょうか。

○議長（景山 浩君） 教育長、二宮伸司君。

○教育長（二宮 伸司君） 教育長でございます。先ほど町長が申し上げましたとおりのところもあるんですが、それまでに、二十歳の集いを迎えるまでに、高校生サークルの所属しているサークル員が、先輩である二十歳を迎える皆さんとの式典にスタッフとして参加したり、まちづくりに関するような各種イベント、さくらまつりに始まり、ゴールデンウイーク、それから、サツマイモを植えたり、トライアスロンのボランティアをしたり、そういった南部町ならではの経験を積んで、二十歳の集いに参加、参画して、そこで情報を、先輩とつながり、自分たちも緩いつながりの一つに加わるという循環を目指しているということです。以上です。

○議長（景山 浩君） 板井隆君。

○議員（12番 板井 隆君） すみません、教育長に振ったついでで申し訳ないんですが、やはり今やってるまち未来会議というものが本当に基本になってて、南部町の学生、若者は、本当に南部町のいいところをしっかりと身につけながら出ていっているというのは分かるんですけど、その辺のつながりから、最後のとりでであると町長言われました青年の集いの、やはりもうちょっとそこをしっかりと押された形での、南部町に興味を持ってもらえるような、そういったような行動的なものはやってもらっているんでしょうか。

○議長（景山 浩君） 教育長、二宮伸司君。

○教育長（二宮 伸司君） やってるつもりですし、全体での参加率といいましょうか、例えば130人ぐらいいると、8割強の方、対象者が参加をしていただく集いでございます。ですので、その貴重な機会を大切にして、何とかいい意味でつながって、今後もいきたいなと思っております。

あわせてなんですが、議員もおっしゃったように、高校が南部町にないということがあります。中学校3年生の卒業時っていうのが一つのターニングポイントっていうふうにも捉えておりますので、そこの広報の機会も大切にしたいと思っております。以上でございます。

○議長（景山 浩君） 板井隆君。

○議員（12番 板井 隆君） この間の議員研修会の中で、パッチャリービーで非常に活躍をしていただき、南部町の交流人口をしっかりと増やしていただいております益村代表なんですが、益村さんが話をしておられました。若い人が進学や就職で県外に流出している、これまでの話なんですが、高校生時代に県内の職場環境を知る機会が少ないのでないかなということも言われました。そういった職場環境、中学校までは職場体験とかそんなんでやってもらってるんですが、高校生になってから、高校生サークル以外の高校生たちがどうやって南部町の魅力を知ってもらうのか。いろいろなポイント、中学校であったり、青年の集いであったり、そういう

たポイントは分かったんですけど、そのポイント以外でもう少し高校生とかに地域の魅力を発信するというような仕組みづくりっていうものはできないものでしょうか。

○議長（景山 浩君） 未来を創る課長、松原誠君。

○未来を創る課長（松原 誠君） 未来を創る課長です。高校生になりますと、議員からもお話をありましたとおり、町内からは出ておられるというようなことがございまして、なかなか町内出身の高校生を対象とした企業見学会などは、町として企画することは難しいかなというふうには思ってるところなんですけれども、一方で、県のほうが主催します企業見学などは行われておるところでございますので、こういった機会も町出身の高校生たちに情報として発信していくけるように今後取り組んでまいりたいというふうに考えております。

○議長（景山 浩君） 板井隆君。

○議員（12番 板井 隆君） ぜひともこの男女共同参画の推進によって、アンコンシャスバイアスの気づきというものを展開をしていただき、やはり僕ら高齢者になってくると、なかなかそこの改革が気持ち的にできないところはあるんですが、若者はそういった面では非常に柔軟性に富んでるというふうに思ってますので、県のほうにあります話題や、未来おしゃべり広場の広聴とか、そういうものをしっかりとPRしていただき、鳥取県に、そして南部町に興味を持っていただくなっていうような施策を打っていただきたいというふうに思いますので、ぜひよろしくお願いをいたします。

次に、統合保育所の運営についてなんですが、壇上では、園舎の建設の段階まで来たというふうに言いましたけれど、今議会の初日に保育所新築工事の契約が承認をしました。いよいよ待ちに待った園舎の建設工事が始まり、そして、来年の9月、10月……（「秋です」と呼ぶ者あり）秋に向けて、開園を目指して事業を進めてもらうわけなんですが、公立から私立の移管の狙い、様々なポイントを話されました。もう少し端的に私立の魅力というものを、そして、移管の狙いっていうものを、もう一度町長のほうから聞きたいというふうに思います。

○議長（景山 浩君） 町長、陶山清孝君。

○町長（陶山 清孝君） 町長でございます。担当課のほうが直接、法人のほうとどのようなサービスを展開できるのか、また、それについて行政のほうとして応援や対応はどうするべきなのかといったことを、今、検討、協議中です。その中で、現在、子育てに夢中のパパやママにとっては、非常に忙しい中で、御飯の問題であったり、病気になったときに仕事と一緒に掛け持ちの中でどうやって子供を育てていくのかといった不安、さらには、昔ながらのお布団を持ち運ぶといったことが、公立保育園では今もやっていますけれども、そういうところをサブスク等を使いな

がら、もう少し、希望される方には手軽なサービス、おしめについても同様です。そういうこのサービスの展開というのはどうしても行政は一步も二歩も遅れてしまいますけども、民間であればそのようなサービスの柔軟な対応というんですか、そういったものが非常に早いと思っています。もちろん町民の皆さん、利用者のパパやママの御意見を十分に反映しながら、可能な部分から適時そのような対応を今後ともしていただけるようにと考えています。

○議長（景山 浩君） 板井隆君。

○議員（12番 板井 隆君） つくしとさくら保育園を指定管理として10年以上運営を続けてきてもらった伯耆の国なんですけれど、この伯耆の国の運営の管理について、これまで何か問題とか保護者の方からの意見とか、そういったものがあったのかどうなのか、確認を問いたいと思います。

○議長（景山 浩君） 子育て支援課長、芝田卓巳君。

○子育て支援課長（芝田 卓巳君） 子育て支援課長です。これまで伯耆の国で運営をしていただきまして、特に大きなトラブルというものは伺ってはおりません。職員さんの個人的な都合によりまして、いっとき職員の交代とかっていうのはございましたが、その後、順調に経営もされまして、保護者の方々も、毎年、運営に関するアンケートでお答えをしていただいておりますが、高い満足度ということで伺っております。以上です。

○議長（景山 浩君） 板井隆君。

○議員（12番 板井 隆君） さっき課長の言われた部分は、要するに伯耆の国内部の話であって、やはり保護者の方がどう思っているのか、町民の方がどういうふうに感じておられるのか、そこが一番大切なことだと思います。どこだって会社の内輪では様々な問題があったりすることは当然のことであって、これは伯耆の国だけに限らないというふうに思っています。そういう中で、やはり10年間やってきてもらった実績というものはすごく大きいもの、町長が言ったように、非正規職員の対応から始まって、行政のほうでそういった指定管理としての対応を提案をし、そして伯耆の国が受けて、対応してもらった。

町長、もう一度、伯耆の国に対してどういうような思いがあるのかお聞かせください。

○議長（景山 浩君） 町長、陶山清孝君。

○町長（陶山 清孝君） 町長でございます。これも私が職員時代に関わったことですので、私は、この伯耆の国の保育士の皆さんには責任があると思っています。現在もまた会計年度という形で状況は変わりましたけど、当時は臨時職員ということで、職員数の数を超える職員の皆さんのが、中には担任もしていただいていました。そのような不安定な雇用形態の中で、臨時職員という形

態が果たしていいのかどうかといったことは、長くこの議会の中でも議論されてきたことだと思ってます。

そこで、伯耆の国にお願いをする形で、伯耆の国で保育事業を進めていただきました。福祉事業、介護保険事業を始めるに当たって、旧西伯町と会見町が設置した法人ですので、そこに保育事業もメニューとして入れられないかといったことをお願いし、現在の保育サービスにつながってるわけです。そして、10年以上にわたって指定管理事業を受けていただきました。やはり当初の頃には、園長の体制であったり、それから、急に責任が入ってくるわけですから、不安定なところもあったということも聞いておりますけども、それを、研修であったり、それから皆さんの努力の上に、現在は安定した保育を積み重ねられています。町民の皆さん、特に保護者の皆さんの信頼も厚いという具合に聞いておりますので、ぜひこの辺りのところは住民の皆様、議会の皆様にも十分御理解いただいて、町全体の保育の体制の中で、伯耆の国にあえて依頼することについての御理解をいただきたいと思っています。

○議長（景山 浩君） 板井隆君。

○議員（12番 板井 隆君） ほとんどの町民の方はそれを理解しておられるというふうに私は認識していますし、町長言われたように、最初受けたときは本当に不安がいっぱいでの対応だったと思うんですけど、この10年間の実績が、これが物申してると思うし、否定するものでも何もないという現状だというふうに思っています。公私連携協定で運営をしながら対応をしていただきたい、その相手先は伯耆の国しかないというふうに私も思っているところです。

今度、具体的、運営とか開園に向けたところについて聞いてみたいと思うんですけど、まず、私、一番興味持てるのは、保育園の名前です。保育園の名前をどういった形で公募して、皆さんに賛同を得れるような形で進めていこうというふうに考えておられますか。

○議長（景山 浩君） 町長、陶山清孝君。

○町長（陶山 清孝君） 町長でございます。これは公募ですということを伯耆の国とも話し合ってることでございます。責任の所在を、伯耆の国が募集をするのか、町のほうで募集をするのか、またはその募集の範囲をどのように考えるのか、この辺りのところはまだ未確定ですけれども、公募で求めようということを話し合っております。

○議長（景山 浩君） 板井隆君。

○議員（12番 板井 隆君） 今、保護者の方と十分検討しながら、11月には来年度の募集をかけるというような状況。やはり早めにそういう名前は決めて、こういった形になる、名前になるんだというところは、これから新しい保育所に入園をさせようと思っている保護者の方も、

そこが正直言って一番気になる部分ではないかなと思うんですが、ぜひとも早いうちに、どこが求められようかはいいんですけど、やはり名前を決めて、名前が決まって初めてそこに向かっていこうというものがあると思います。子供が生まれたら、私、孫が生まれたら、孫の名前が決まって、初めて頑張って育てようと、見守ろうというような、やはりそういったような現状ではないかなと思うので、考えてもらいたいなと。

公私連携協定、11月頃に結ぶというような、12月議会には出したいというような前の計画があったと私は認識してるんですけど、その点の動きはどうなんでしょうか。

○議長（景山 浩君） 子育て支援課長、芝田卓巳君。

○子育て支援課長（芝田 卓巳君） 子育て支援課長です。現在、伯耆の国と公私連携につきましての内容を、協議を続けておるところですが、少し議会に対する説明、提案時期につきまして、再度、今、検討中といいますか、考えておる最中でございます。12月議会ということでお示しをできるか、それまでにちょっと調整をさせてもらいたいというところでございます。以上です。

○議長（景山 浩君） 板井隆君。

○議員（12番 板井 隆君） やはりその辺、保育園を統合するのか、建てるのかどうなのかというので、5年間かけてきました。始まって決まったら、やはりスピーディーに物事を進めてほしいなっていうふうに思いますので、これは要望としてお出ししておきたいというふうに思います。

今度は、新しい園舎を建てるだけではなくて、つくしとさくらと合併をするわけです。この辺の考え方、町長、どういうふうに対応しようというふうに思っておられますか。（発言する者あり）

○議長（景山 浩君） 休憩します。

午前10時05分休憩

午前10時05分再開

○議長（景山 浩君） 再開します。

板井隆君。

○議員（12番 板井 隆君） ちょっとすみません、私の説明不足だったと思うんですけど、その西伯小学校、これ、統合、合併するときに、3年間かけて実質統合になりました。町長が第1期の卒業生、まだそのときには学校の造成にやっとかかったぐらい。そして、この中でいえば、荊尾議員が2期、私が3期目で、私は6年生のときに1年間だけ西伯小学校、今の小学校に

通いました。やはり統合をしてやるということは、保護者も不安でしょうし、実際に保護者に、保護者会も、それから夏祭りとかそういった行事もこういった形でやるからということをやはり早めに示すべきだと思うんですけど、町長、どうでしょうか。

○議長（景山 浩君） 子育て支援課長、芝田卓巳君。

○子育て支援課長（芝田 卓巳君） 子育て支援課長です。新しく統合して発足する園の行事及び保護者会の関係につきましては、現在も伯耆の国さん、つくし、さくら両園園長を中心に、職員の皆さんで、新年度の行事、今年度の残りの交流はもちろんですけれど、新年度に向けても協議をしてもらっております。できるだけ早く、今月中、10月ぐらいまでには示したいという考え方で進められておるという具合に聞いております。以上です。

○議長（景山 浩君） 板井隆君。

○議員（12番 板井 隆君） そういうたスピーでに動いてもらっているっていうので、若干安心はしました。

西伯小学校が合併するときに、最初、何か行事があればみんな近くに集まって行事をしたり、それから、一番のあれは鼓笛隊だったかな、は5つの小学校、昔の旧村ですね、天津、大国、法勝寺、それから東長田、上長田、この小学校が1つになって、今の西伯小学校があるわけですけど、そういう形で、やはり時間をかけて顔を知り、友達になってきたと私は思っています。やはりそういうた、時期からすれば非常に短い中、もうあと1年です。その中で、子供たちが新しい保育所に通ったときに、やあって言えるぐらいの対応をしていただきたい。何回か交流をしたりとかしているというふうに町長の壇上での答弁がありましたけれど、やはりそういうところを、なかなか回数を増やすっていうのは難しいかもしれませんけど、要所要所で子供たちの交流っていうものは必ず続けてほしいというふうに思うんですけど、どうですか。

○議長（景山 浩君） 子育て支援課長、芝田卓巳君。

○子育て支援課長（芝田 卓巳君） 子育て支援課長です。議員言われますように、園児の交流というものは大変重要だという具合に、園長ほか、保育士も思っております。現在は月に1回ということで交流するようにしております。その辺のところが頻度が上げられるのかっていうところはちょっと定かではないんですが、できるだけ多くの交流ということをやっていきたいという具合に思ってるとこです。以上です。

○議長（景山 浩君） 板井隆君。

○議員（12番 板井 隆君） その辺が保護者の人にとっても、非常に安全で、これからも安心して預けることができる体制であるというふうに思っております。

もう時間が少ないので、もう1点だけ。保育士さんの待遇です。町長答弁では、保育士さんとの対応については今と変わることはないというふうに言ってもらつたんですけど、その点もう一度、町長の考えを伺つておきたいと思います。

○議長（景山 浩君） 町長、陶山清孝君。

○町長（陶山 清孝君） 町長です。待遇は重要な問題ですので、慎重に伯耆の国とも検討していくたいと思ってます。

まずは、公定価格という新たな制度になりますので、その制度の中で加算等の、いろいろやれば加算がつくという仕掛けになっていますので、どのような加算について、今の公定価格としてどのぐらいが見込めるのか、次の真壁議員の御質問にもありますけども、ここがやはりポイントだろうと思ってます。そして、その運営が、やはり保育士の給与面であったり、そういうところが今より下がるといったことがあってはなりませんので、これについては町として責任を持たなければならぬと思ってます。

その上で、保育士の皆さんに、また、南部町に住んでいる方の中で、保育士を将来希望するんだと、学校に通ってるんだといった皆さんの奨学金に対する支援も、県が今年から全職種にしてまいりました。南部町で働いていただくことに対する奨学金の返還に対する支援といったものについて、どの辺りまで手が伸ばせるのか、そういったことについても、今、未来を創る課を中心検討をし、来年度からの運用を考えたいと思ってます。また議会にこの辺りのところもお示したいと思いますけれども、やはり町内で仕事を持つて働いていただくっていうことは、今日、御質問いただきました総体的な問題について関係することですので、その働き場として南部町、そして伯耆の国を選んでいただけるような仕組みづくりにも重点的に力を入れていきたいと思っています。以上です。

○議長（景山 浩君） 板井隆君。

○議員（12番 板井 隆君） 先ほどからお話を出ていますように、前のすみれ保育園だったところに正規、非正規職員の方がたくさんおられた。その対応のために、つくし、さくらの指定管理を伯耆の国に受けていただいた。そして、10年後に、こうやって今度は私立保育園として運営をお願いをしていく。本当にステップがちょっと長いんですけど、大きくまた一段ステップをしていただき、伯耆の国の保育士、調理師の皆さんも安心して働ける環境、そこには、もう一つは、町がバックにつくとなると、やはり安心感というものは職員の方にとっても非常に大きいもの、支えになるのではないかというふうに思いますので、ぜひともその辺をしっかりと対応をしていただきますように私のほうからお願いをしておきます。

残り少ない時間です。まとめとして、初日の建設の締結の議案での賛成討論でも言いましたけれど、長年の懸念だった保育所の建設が始まることとなりました。園児、保護者、家族の皆さん、そして大半の町民の皆さんが待ちに待った保育所が目に見える形として姿を現します。南部町の宝であり、これから南部町を背負っていただく園児が、伯耆の国的基本方針、子供一人一人が持って生まれた生きる力を尊重し、個性を伸ばす環境で成長できるよう支援をしますというふうになっております。子供たちが……。

○議長（景山 浩君） もう終わりました。

○議員（12番 板井 隆君） 自分の力を発見し、それを生かして、社会の一員として成長できるよう、最適な保育を提供しますとあります。それに加えて、公私連携協定を結ぶことで、町も全面的にバックアップする十分な体制が整ったと思っています。今後、連携と、保護者皆さんが安心して新園につながるよう十分配慮をしていただきまして、来年の秋の開園を目指し、大きく期待をしております。よろしくお願ひをいたします。

以上で終わります。すみません、長くなりました。

○議長（景山 浩君） 以上で、12番、板井隆君の質問を終わります。

○議長（景山 浩君） ここで休憩を挟みます。再開は10時35分といたします。

午前10時15分休憩

午前10時35分再開

○議長（景山 浩君） 会議を再開します。

続いて、13番、真壁容子君の質問を許します。

13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） ただいまより、3点にわたって質問いたします。

まず、1点目、保育園建設に伴う町の財政計画を問います。

6月議会で、町が保育園建設町民説明会で建設費約20億円の借金返済のシミュレーションを示し、他の事業を削減するような影響はないと説明してきました。このシミュレーションには、町が策定した南部町公共施設等管理計画の内容が反映されていないことが分かりました。管理計画では、今後の施設の維持管理・更新の経費を今後40年間で360億円、年9億円と推計を出しています。これではとても現シミュレーションが将来推計を正確に示しているとは言い難いのではないでしょうか。他の事業に影響はないと説明がありましたかが、実際、今年度予算の保

育園建設費以外は緊縮予算となっているのではないかでしょうか。今後の町民生活支援への影響は必至です。建設計画は進められてきていますが、住民に示した財政シミュレーションの説明は非常に不十分です。管理計画を反映したシミュレーションの作成を求め、町民に再度説明することを求める。同時に、箱物にお金をかける町の在り方を改め、町民の暮らし応援の充実を目指す町への転換を求める。

第1点目、公共施設等管理計画概要版の説明を求める。

2点目、管理計画を反映した財政シミュレーションの作成と町民への説明を求める。

第3点目、人口減を迎える今、箱物に多大な公費を投じるのではなく、町民の暮らし応援の充実を目指すべきではないでしょうか。

第2点目の質問、新園の民間移管ではなく、町立保育園の維持を求める。

町民署名は、保育園の建設計画見直しとともに、町立保育園として運営してほしいとの声でした。現在は、町立で、運営が指定管理者である伯耆の国が行っている。いわゆる民営化は既に実施されているのです。今回の計画は、町立を民間に変え、町が建てた保育所を無償で伯耆の国に貸与するということです。その理由に上げていたのが、保育園の運営財源の明確化でした。指定管理のときより町の財政負担が少なくなるという説明も根拠も示されず、幾度も繰り返してきているのです。民間移管で運営費削減という一方で、大盤振る舞いの建設費ですが、運営費の大半が人件費であることを考えると、保育士の待遇改善よりも箱物重視という指摘は否めないのではないかでしょうか。保育園施策での最大の問題は保育士不足で、その原因は低待遇であり、その低待遇は民間保育園の保育士の待遇に根拠があるという事実を町はどう認識しているのか疑わざるを得ません。今すべきことは、保育士の待遇改善に町が責任を持つことです。民間移管ではなく、町立を維持し、保育士の待遇改善で、人口減少に向かう保育園の維持を強く求める。

質問として、第1点目、伯耆の国保育所の指定管理費の内訳を求める。

2点目、民間園になったときの公定価格、これは現年度の在園児数をお願いします、の比較を求める。

3点目、町立保育園、指定管理保育園の保育士数、年所得、これは、町立正規、会計年度、伯耆の国の正職員と非正規職員の資料を求める。

第4点目、新園の維持管理費の試算を求める。

5点目、民間移管で、保育士不足、保育士待遇改善の保障はあるのですか。

6点目、現行の町立保育園の維持を求める。

3点目の質問です。町地域包括センターの在り方を問います。

町地域包括支援センターの利用者から、介護サービスの適用に対し、サービス提供を正当な理由なく拒否する、利用者を特定の事業者に囲い込む等の苦情が上がってきてています。これは、ケアマネジャーの業務に関するのですが、中立・公正に対処すべき包括センターの姿勢も問わされてきてるのではないかでしょうか。事実確認を求め、その対応をお聞きいたします。

第1点目、事実経過の説明を求めます。資料として、町地域包括センターが紹介しているケアマネジャーの人数、各ケアマネジャーの受持ち件数、各ケアマネジャーの利用事業所件数をお願いしています。

第2点目、苦情が出た原因とその対応をどう考えているのかをお聞きいたします。

以上、壇上からの質問です。よろしくお願ひいたします。

○議長（景山 浩君） 町長、陶山清孝君。

○町長（陶山 清孝君） それでは、真壁議員の御質問にお答えをしてまいります。

まず、保育園建設に伴う町の財政計画を問うといった御質問についてお答えしてまいります。

初めに、公共施設等管理計画概要版の説明を求めるについてお答えをいたします。南部町公共施設等総合管理計画の概要版において、本町では、高度経済成長期に整備された公共施設やインフラの多くが老朽化し、今後30年間で更新時期が集中すると見込んでおります。一方で、人口減少と少子高齢化が進み、2045年には人口がおよそ35%減少し、税収の減少や社会保障費の増加によって、財政状況は一層厳しくなると考えられています。こうした中で、本計画は、公共施設等の全体の状況を把握し、長期的な視点を持って、計画的な管理を検討することを目的としたものでございます。具体的には、利用状況や老朽度に応じた施設の統合、廃止、転用の検討、施設の長寿命化、耐震化対策の推進、複合化や小規模化によるコスト削減、PFIなど民間資金の活用などを柱とした計画としております。

次に、管理計画を反映した財政シミュレーションの作成と町民への説明を求めるについてお答えをします。本計画においては、今後40年間で公共施設等の維持管理、更新費は約360億円、年間9億円としておりますが、これは長寿命化対策等の予防保全を実施した場合を前提としており、これに加えて、施設の統廃合や複合化、利用状況に応じた廃止や転用など、公共施設等の総量の適正化を図ることで、この費用を抑制するものと認識しております。そのため、計画上は360億円と見込んでおりますが、実際には、施設再編の進捗や老朽化施設の廃止、さらにはPFIなどの民間活用によって、実際の負担額はこの水準を下回るものと考えています。したがいまして、計画上の費用を反映した財政シミュレーションの作成については、理論上は形式的に成立するものの、今後の運用や実情を踏まえると実効性に乏しいものとなりますので、新たに作成す

ることはいたしかねますことを御理解いただきたいと思います。

次に、人口減を迎える今、箱物に多大な公費を投じるのではなく、町民の暮らし応援の充実を目指すべきではないかについてお答えをします。本町としましては、真壁議員と同様に、少子高齢化や人口減少が進む中で、住民の暮らしの安心、安全を守る施策を最優先に考えてるところでございます。今回の統合保育所事業についても、将来への投資として施設の新規整備を行いますが、公共施設等総合管理計画に沿って、長期的な視点に立ち、施設保有量が増加しないように実施してるのでございます。

次に、新園の民間移管ではなく、町立保育園の維持を求めるという御質問を頂戴しました。6項目にわたって御説明してまいります。

初めに、4項目にわたり資料の提出を求められています。

資料1として、伯耆の国保育所の指定管理費の内訳につきましては、令和7年度の当初予算用で作成したものでございます。

説明資料2は、民間園になったときの公定価格の比較資料でございますが、令和7年度から処遇改善加算の一本化、1歳児配置加算の創設など、見直しが実施されておりますが、算出ツール入手できていないため、このたびの資料に際しましては、令和6年度の算出ツールを使いまして試算したものを作成させていただくことで、御理解をお願いします。

資料3の町営保育園、指定管理者保育園の保育士数、年所得につきましては、令和7年度予算の保育士数及び人件費について作成しております。

4つ目の新園の維持管理費は、これから建設するものであるため、これまで同等の規模であるすみれこども園の令和6年度実績から、新園の維持費を2,100万円と試算しています。

それでは、民間移管で、保育士不足、保育士待遇改善の保障はあるのかについてからお答えしてまいります。板井議員にお答えしましたように、移管前と同じ法人、伯耆の国に指定することを前提に進めてまいりました。このメリットとしては、子供たちや保護者、そして保育士にとっても、環境が大きく変わることにあります。保育士の皆さんの継続雇用については、伯耆の国も同様のお考えであると聞いています。保育士の不足が発生した場合にあっても、民間園の迅速な募集採用ができる事を期待していますし、鳥取県の奨学金支援制度に上乗せした制度導入についても検討しています。また、処遇改善については、国の動向や、今後、入園児数、加配による公定価格などを参考にした上で、法人との協議を行い、協定に盛り込んでまいることになると現時点では考えています。

最後に、現行の町立保育園の維持を求めるについてお答えします。2園統合及び民間移管につ

きまして、これまで本議場をはじめ、住民説明会、保護者説明会、ホームページ、広報、マスメディアを通じてお知らせをし、意見を伺いながら進めてまいりました。民間移管になりましたが、保護者の皆様にとって公立と変わらない、むしろよいサービスが受けられる期待があるなど、全国的にも数多くある私立園の現状を踏まえると、公立にはこだわる必要性はないと考えています。これまでも申していますように、町としての保育の責任は、公私連携協定を締結し、果たしてまいりたいと考えています。

3点目の御質問の地域包括支援センターの在り方についてお答えしてまいります。

まず、事業経過の説明を求めるという御質問を2本いただいておりまことについてお答えしてまいります。これは、令和7年第4回南部箕蚊屋広域連合議会定例会におきまして、真壁議員から御質問をされたものだという認識でお答えしたいと考えます。概要としましては、介護保険サービスを利用しておられる御家族から担当ケアマネジャーに関する苦情をいただいたことに対しまして、地域包括支援センターの対応は十分ではなかったのではないかというものでございます。詳細につきましては、調査中であることと、利用者様や職員個人の特定につながるおそれがありますので、差し控えさせていただきたいと考えます。

なお、この件につきましては、第三者機関の聞き取り調査等が行われている最中でございます。調査の結果に従い、適切な対応がなされるものと考えています。

次に、苦情が出た原因とその対応をどう考えているのかについて問うにお答えをいたします。こちらも、先に述べましたとおり、調査中であり、個人の特定にもつながる内容になりますので、詳細については差し控えますが、根本的な原因としましては、ケアマネジャーの不足も一因ではないかと考えております。昨今、話題となっております介護人材不足から、町内事業者でもケアマネジャーの確保が難しくなってきていると聞いています。つきましては、県へもケアマネジャーの人材確保とAIの導入について要望させていただいているところでございますが、町としましても、人材確保について検討を始めてるところです。今回、苦情という形で御意見をいただいたと認識しております。包括支援センターとしましては、御利用者様及び御家族のお気持ちに寄り添いまして、再び同じ思いをされる方がないよう、しっかりと対応してまいりたいと考えています。

以上、壇上からの答弁といたします。

○議長（景山 浩君） 13番、真壁容子君の再質問を許します。

13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 1点目の質問は、保育園建設に伴う町の財政計画で、財政計画の

中に、町が出した町公共施設管理計画の中での内容が反映されていないのではないかということについて、反映されてないことはこの間の議会でお認めになられたんですよ。その後、検討したいと言ったんですけども、今日の答弁は、検討しないと、作成し直しもしないんだって、こうおっしゃってるんですね。非常に理解に苦しむ内容です。

お聞きいたします。今日のこの1番目の質問は、少なくとも、財政計画をどれぐらいお金使って、それから、適當か不適當か、次の箱物に多大な公費を取るんでなく、町民の暮らし応援をすべきだという内容に意見が違うとか、そうではなくって、町の財政計画を立てるときに、どのような見通しやどのような、何ていうのかな、検証をしてやっているのかっていうことを聞いてるんですよ。ここで行き違ったら、元になる数字の討論ができなくなるもんですから、そういうことを言ってるんです。だから、ここで、例えば、真壁はやめさせるためにやってるんじゃないかなって、そういうのを偏見っていいますから、それをのけておいて、町が財政計画を立てるのにどうであったのかという論議をしたいということですので、そのつもりでお答えくださいね。

町長は反映しないって言うんですけども、見ても分かるように、住民に出されたあの財政計画の20年後っていうのは、保育園に多大な投資してから、18億円もしてからほかのもの建てないっていう大前提になっている数字と見ざるを得ないんですよ。なぜかというと、今回決算で出された決算書には、令和6年度と5年度の投資的経費っていうの出てるんですよ、年間。令和5年度通して経費、約10億2,278万円。町全体の歳出の12.7%を占める金額が投資的経費で出ている。このうちの何割かは公債費で返さないといけない金額になってくるわけですよ、地方交付税も入ってますけどね。令和6年度に至っては、減ってきてるんですけど、投資的経費が7億6,300万。これは、公共管理計画の中で見たら、ほぼ年間9億円ぐらいってなってくるんですよ。見通しは決して間違いではない。どうしてそれを入れたものをつくって、ただつくる必要ないっていうことを言えるわけですか。いろいろ見直しをするのも大事だろう、見直しをすることも大事だけれども、そういうことはしていない段階で、どうしてこれをも含めた財政計画として住民に説明することができなかったんですか、それを聞いてるんですよ。

○議長（景山 浩君） 総務課長、田村誠君。

○総務課長（田村 誠君） 総務課長です。住民説明会でお示ししましたシミュレーションについては、令和8年度以降の記載に関する計上分についてはちゃんと入れ込んで、1億7,000万円という額で入れ込んでシミュレーションを立ててます。確かに、新たな施設建設等は見込んでおりませんけども、一部修繕とかなるものについては8年度以降の計上分の中に、1億7,000万の中には盛り込んでいるものとなります。

また、今後の財政シミュレーションを立てないというわけではございません。立てるんですが、この公共施設等総合管理計画に書いてある、この360億の1年間の9億円というものについては、今後、財源として、公共施設やインフラ施設の維持管理、更新にあっては、税収のほか、起債による借入れ、それから、公共施設等整備基金などの基金を活用しながら計画的な財政運営を行うということになりますので、現在そういった個々についての調査、検討を進める中でまだ不確定要素がかなりあるというものになりますので、そういう不確定要素を使いながら早急なシミュレーションという作成については行わないという具合に御理解いただきたいということです。以上です。

○議長（景山 浩君） 真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） だったら、公共管理計画を変更しますか。おっしゃるように、財政計画出たときに、これは住民の中で説明してましたよね、全部じゃなくって、財政計画が出た、修理とかの部分の1億何ぼ入れてるんだって言うんですよ。でも、管理計画では1億何ぼじゃなくって、今後のいわゆる長寿命化と、もしかしたら更新しないといけないか分からん、それも含めて年間約9億円で40年で360億必要だっていう見通し出しているんですよ。その整合性を聞いてるんですよ。町というのは、町が出てくるものは、そういう整合性のないものにしたらいけないんですよ。もしそれを説明したかったら、管理計画を変えてくるのどうですか、そうしたら。今後は建物は考えていません、40年間。30年考えていません、新しく建てることは、全部改修でやるんですって、そういうことを言ってるんじゃないですか。どうして説明会、それは理屈が成り立たない。これは、やはり整合性をつけるのが町の責任じゃないですか、あなた方は財政計画を町に示してるんだから。一方では、年間9億円かかるから財政で新しい建物建てれん、どうのこうのって言って、一方では、いや、年間1億何ぼのんで見とて大丈夫だで、大丈夫だって言っても、これでは納得いかないっていうのが皆さんも思ってるんじゃないですか。その整合性を問うてるんですよ。どっちを直すんですか、そしたら。

○議長（景山 浩君） 町長、陶山清孝君。

○町長（陶山 清孝君） 町長です。整合性がつかないという御意見、もっともです。これは、近隣の市町村全てがそのようなところで迷っているわけです。この一番のポイントは、住民の数は今1万人を切りました。しかし、実際にまだまだ住民の皆さんはたくさんおられて、今ある公共施設を使えるものというふうに考えておられると思います。いかにこれを縮小していくのかといったことが、この計画の360億円の中には入っていません。当然ですよね、人口が減っていけば、施設の規模を、どれを残してどれはやめていくのかといった一番核心の部分の議論がまだま

だ不十分だと思ってます。その中で残されたものを長寿命化計画の中で長寿命化していく。今ある全ての施設を長寿命化、そして更新した場合がこの金額なわけです。先ほど壇上で申しましたように、一番重要な議論は、先日も議会から某市の中で要望書が、市民の意見を聞くようにといったような要望書があったように、これを議論する前には、必ず公共施設の未来像、これは40年間ですんで、この40年間先のところにどれを残すのか、どれはやめるのか、この議論なくして財政計画の本丸には入らない、入れないと思っています。ただ、優先順位だとか老朽度具合というのがありますので、喫緊の課題でやらなきゃならないもの、それから、今回の保育園のように、統合によって2つのものを1つに減らす、そして、ランニングコストを落とす、こういったものを手法の一つだろうと思っています。御理解いただきたいと思います。

○議長（景山 浩君） 真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 理解するというのは、中身の答弁することと出されてくる資料とかが一致してるとときは理解できるんです。多くの町村が困っているのは、確かに管理計画を立てたという一方で、人口減もあるから、言ってみれば定まらないようなものを立てさせられているという、それは首長たちもはじめみんな思ってることだと思うんですよ。無理な計画、こんなこと立ててもってあるんですけども、その中に書いてあるのは、さすが、国はそれでも人口減も踏まえてどうかということも書いて、あなた方も人口減を踏まえたら、税収が減少するから建物は極力長寿命化で新しい建物控えんといけんって書いてあるんですよ、あなた方は。それ、自分でつくったんですよ。そういう中で統合して、18億円の保育園建てるという選択したときに、財政計画どうするかっていうときに、それを当てはめんといけないじゃないですか。当てはめてつくらんといけんでしょう。それをなしに、それなしに今のいろんな条件からどうのこうのって言いよったら、建てたの、何のために建てたんですか。公共の管理計画かって、国からお金出て立てるんですよ。少なくとも、あなた方の公務員としての仕事、公務という仕事は、自分たちが出した数字に対して、例えば、かなり無理な数字ですけど、こうして当てはめてみます。しかし、今度18億を建てるこによって、将来は9億円し続けたらこれぐらいになるので、なるので、今後長寿命化へ向かわないといけないとか、そういう説明をしてこんといけないじゃないですか。それを何にもしないで、数字も2つ分けたような段階で御理解いただきたいというところに無理があるんですよ。

だから、本来、町がしようと思うのであれば、首かしげてらっしゃいますけどもね、国の言うとおりに出したらこんな数字なったんだじゃ済まないと思いますよ。出した数字に責任を持って計画を立てていく。だからこそ、日南町は町立病院の30億を超える分をつくったら、将来、財

政負担が生じるということで、今取り下げる、再度検討しとるじゃないですか。今の段階で取り下げるようっていうことにならんということは、当然返ってくると、そういうことを言ってないんです。財政計画を今に合わせてつくり直すべきじゃないかって言うてるんですよ。それが、私が見たらへ理屈ですよ。私は、少なくとも、そういうことを、20年後財政計画を立てて、そのシミュレーションし直して説明会するとか、公表することを求めるますが、最後どうですか、町長。

○議長（景山 浩君） 副町長、宮永二郎君。

○副町長（宮永 二郎君） 副町長です。先ほどからの御質問の総合管理計画のお話をさせていただきますと、これは真壁議員さんも、もう読んでいらっしゃると思いますけども、これは平成26年に国から全国各地の都道府県に、人口減少下でこれから大変な時代になってくるだろうから、早めにこういうものをつくって長期的な視点で公共施設の検討をしていきましょうよということで、もともと都道府県を通じて町にも届き、南部町では、平成29年策定したものです。

この中は、先ほど田村課長からも話もありましたし、町長からも答弁ございましたが、40年間で360億円の当然維持管理費がかかるというふうにはなっておりました。その中で、将来的に見て、現有勢力をずっと維持できるわけではないですね。長寿命化をして維持できるものもあれば、長寿命化をしたところで維持できないものもあるわけです。その中で、総合管理計画の中にも、これは本体の17ページにもありますけれども、施設類型別の管理に関する基本方針というものを定めております。例えば、これまで議会の中でよく比較に出されておりました、西伯小学校は耐震化をして長寿命化を図ってるんじゃないかというようなお話をございました。我々としては、例えば、西伯小学校は、学校教育系の施設ということで、現状の施設を引き続き保有するとともに、施設の老朽化具合に応じて必要な修繕等を行いますという基本計画を立てているわけですね。ほかには、社会教育系でありますとか、行政、この庁舎でありますとかね、供給処理施設、この4つの項目は現有施設をそのまま継続して保有していくよという方針なんですが、今回御指摘をいただいております子育て施設につきましては、一部の保育園について、施設の統合を検討しますというような大きな方向性を定めているわけです。

もう1点申しますと、確かに、真壁議員おっしゃるような、要は、見直しをしていくべきではないかというようなことも分からぬでもないんですけども、この同じ総合管理計画の中では、公共施設の考え方につきましては、例えば、目標が設定してあるんですね、目標がね。その施設保有量のうち15%に当たる部分について、施設の廃止、転用、集約化といった効率化のための措置を検討していきますという文言とともに、施設の新規整備を行う場合はということも目標として上げてるわけです。その中で、その必要性や優先順位、施設保有量の総量が増加しないほうを

検討してと、検討の上実施するという目標も立てております。ですから、今回の場合も、つくし保育園とさくら保育園、老朽化をしてる施設を将来に残していくために、2園をそのまま老朽化のまま延命化して残すんではなくって、2つの園を統合して、面積も、今回のは総トータルの15%減というようなところにも、これは同じようなことになるんですけども、約15%減の面積を持って新園を建設しようとしてると。ですから、町が向かっている方向というのは、総合管理計画から外れてるもんでもないということは、ちょっと御理解をいただきたいと思います。ですから、そういう方向性でございますので、改めて広報等をするということはしないということでお理解をいただきたいと思います。

○議長（景山 浩君） 真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） それ全部言い訳だよね。言ってるのは、そんなことを言ってるの違うんです。合わないからやめろじゃなくって、数字をきちっと合わせてくださいって言うてるんですよ。だから、今一番いい合わせ方は、やっぱりこの管理計画置いといて、住民に提供した、特に、2番目の統合保育所整備事業に係る財政資料、ここに年間9億円入ることを入れたらいいんです。入れたらいいんです。入れて、約、見通しとしてこうなるだろうっていうことを入れてそのグラフを作ったら、それで済むことやないですか。そこをどうしてしないか分からんのですよ。管理計画を直すというの、これ、管理計画は国の指針に基づいてやってるから、人口推計も国の指標に基づいて書いてると思うんですよ。これを変えるんではなくって、確かにここもいっぱい問題がありますよね、人口もっと減するかも分からなってっていうのはあると思うんです、物価も高騰してくるしね。そういう様々な要素あるだろうけども、少なくとも、町が出る資料については、ちゃんと出してるんだから、それを踏まえた財政資料というのを作るべきではないかっていう、もうめちゃくちゃ単純なことを言ってるんですよ。そしたら、9億円書き込んだらええんです、この財政資料について。だから、その中で住民の暮らしに負担かからないようにやっていく方法をあなた方が説明すればいいんですよ。こっちが、それはどうかっていうことを意見出しますから。そもそもの大本が違っているような資料を出されては論議にならんということを言ってるんですよ。

何回も言いますけども、これは、私は幾ら聞いても、申し訳ないけど、あなた方の出してる資料で言ってるんだから、どっちかを変えてくれない限りは平行線たどります。こっちが作った資料を持ってきてこっちにせえっていうのは違いますからね。だから、町に説明会で用いた統合保育所整備事業に係る財政資料については、管理計画の年間9億円に際する投資的な経費を見込んだ財政推計にすべきだ、やり直すべき、それが町の仕事だということを厳しく言っておきます。

じゃ、次に行きます。次の、保育園の民間移管ではなく、町立保育園の維持を求めるということですけども、資料の1の管理費の内訳、民間園になったときの公定価格、それから3番目の保育園の年所得での比較が出ております。ちょっとそれを説明をしていただけませんか。

○議長（景山 浩君） 子育て支援課長、芝田卓巳君。

○子育て支援課長（芝田 卓巳君） 子育て支援課長です。今回、資料としまして3点提出させてもらっております。

まず、1つ目が、令和7年度の指定管理料の内訳ということでございましたので、当初、伯耆の国のほうから提出をされました指定管理の内訳を基に算出をした予算要求用の指定管理の内訳、いわゆる人件費と運営費に分けたものでの内容を記載したものでございます。

続きまして、資料の2でございますが、これは民間園になったときの公定価格の試算ということで要求をされておりますが、令和7年4月での在籍ということで算出をしましたものと、加えて、こちら、新しく新園になる場合は定員が120人ということになりますので、御存じのように、公定価格につきましては、在籍しておる子供の年齢、それによってかなり金額のほうが変わってきますので、現在の入園数と定員数ということで分けて算出をさせてもらったものでございます。これも、また、6年度の単価と6年度の試算ツールということでございますので、現在とは若干違ってきているということで御理解をお願いしたいと思います。

資料の3につきましては、町営と指定管理の保育士数の年所得ということでございましたけど、なかなか年所得という言葉は出しにくい部分でありますんで、人件費ということで、当初予算のほうから算出をさせてもらっております。上段が町立、下段は指定管理ということで、正職、パートということでそれぞれ分けて出させてもらっております。以上です。

すみません、追加ですが、これは保育士分ということで出させてもらっております。

○議長（景山 浩君） 真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 町長、私の2つ目の質問は、町立保育園の維持をなぜ求めないといけないかというと、民間保育園では保育士の待遇は改善されないからという大前提で聞いておりますので、よろしくお願ひいたします。

資料1では、指定管理料の令和7年度が1億9,853万9,367円に対して、これが指定管理料として、現状、伯耆の国に支払う予算として1億9,800万、大体の金額ですね。その次の資料に、見てもらったら分かるんですが、資料2では2つ出してくれてるんですけども、令和7年度分の人数っていうのは、先ほど資料1と同じ数字でしたんだけれども、令和7年度には加算がつくるので、課長が言いたい、もう少し上がってくるよって言いたいと思うのね、それを大前提

に置いときましょう。令和6年度の試算でやったところが、金額は1億2,499万8,630円という数字が出てきたと、公定価格。これを差し引きすれば約7,350万が、公定価格と現在の指定管理料では7,350万の差が出てきているということなんですよ。これはとても、令和6年度から7年度に加算が増えて、公定価格が幾ら上がっても7,354万を埋めるということはなかなか難しい。せいぜい100万か200万ぐらいにしかすぎないんじゃないかと思うんですよ。

町長、これ見て、今まで町がどう言ってるかというと、公定価格ではちょっと間に合わないので、約2,300万年間出すことを考えてるっていう資料が今まで出たんですね。2,300万出しても5,000万足りない。町長は、待遇は伯耆の国の職員の給料を下げるることは絶対ないと言っていますが、この数字を見て、果たして、明確化すると言うけれども、公定価格のみでは現行の伯耆の国の職員の給与を維持できない。この現実についてどう考えるのかということと、どう考えているんですか、どう対処しようとしてるんですか。

○議長（景山 浩君） 町長、陶山清孝君。

○町長（陶山 清孝君） 町長でございます。現在の1億2,400万円では、今まで指定管理して支払っているお金を貰えない。これは私もそのとおりだと思っています。民間移管した場合に、このままではなくて、さらにサービスの強化をしなければならない。その中でも特に、ゼロ歳、1歳の受入れ人数を増やしていこうという御計画をいただいています。その辺りのところは、やはり肝でして、実際にどの辺りにそれが着地するのかは、現在まだ分かりません。今募集をこれからかけて、新園に対する子供たちの数、そして、幸いにも保育士の皆さん的人数は、2園を統合するですから一定数おられますので、そのマンパワーというのを今町内でも一番期待が多いところのゼロ、1歳に集約することで公定価格がどの辺りまでになるのか、こういったあたりのところを今後検討したいと思っています。

その上で、その上でやはり足らないといったことが明らかになれば、これはもう、これまで町が交付税でやってたことと全く違って、きちんとした明確な数字が出てきますので、それでも足りないといったところについては、議会にお諮りしながら、給与の支援といったことは、先ほど御質問があった板井議員と同様で、その辺りのところはしっかりと支援はしていかなければならないだろうと考えています。

○議長（景山 浩君） 真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） ちょっと驚いて聞いたのは、公定価格を増やすためにゼロ歳児、1歳、2歳児を増やしていく。ゼロ歳児、1歳、2歳児増やしたら保育士も増やさないといけませんよね。保育士増やすから公定価格高くなるわけですか。御存じのように、ゼロ歳児、1歳児

っていうのは、公定価格で示されている保育士でなかなか保育できんのですよ。だから加配が要ってくるんですよ、絶対に。考えたら、ゼロ歳児、1歳、2歳児がどうして小規模保育に任せってきたかって、ゼロ歳児、1歳、2歳児抱えてきたら、余計にお金がかかってくるから大変なんですよ。それを民間に渡して公定価格を稼ぐんだって言うけど、公定価格の差っていうのは、私はこの7,354万っていうのは、開きこそすれ、決して縮まないと思ってるんですよ。

ちょっと聞きますけども、そしたら、どうして2,300万っていう計算出たんですか。もしかしたら保育士を減らそうと考えている、ほかの経費節減を考えている、そうとしか考えられませんよね。それはどうだった、2,300万と計算したときは、どうして2,300万支援すれば運営できるだろう、それも、そのときは、当時の保育給与より10%加算して2,300万だって言ったんですよね。それはどうしてそういう数字になったんですか。そっから見て、今回の7,300万の差っていうのはどう見るわけですか。

○議長（景山 浩君） 子育て支援課長、芝田卓巳君。

○子育て支援課長（芝田 卓巳君） 子育て支援課長です。議員が言われます2,300万という数字は、以前、行財政等でお示しをした際の数字かなと思います。私立保育園の運営になった場合に、その当時の人事費、事務費がどのぐらいで、その当時は1億4,350万円という数字で説明をさせてもらつておった、その中で、公定価格の施設給付費が国2分の1の県4分の1、町4分の1という中での、町4分の1が2,300万ほどだったという具合に考えておりますが、その当時の委託料経費、運営費というものの想定は、人員配置につきましても、基本、国基準ということで施設配置をした中での算定ということが前提でありましたので、現状の人数との違いというものも、その辺での違いというのも出てきているものと考えております。以上です。

○議長（景山 浩君） 副町長、宮永二郎君。

○副町長（宮永 二郎君） 副町長です。すみません、1つ前の課長の説明でちょっと漏らしていることがございましたので、補足して説明をさせていただきます。

資料1のほうの説明のときに、課長のほうから、議員からも御指摘ありましたが、指定管理料の内訳1億9,800万円という話がございましたが、この指定管理料というのは、もともと予算立てをするときにこの金額になるんですけれども、年度終わりましたら、指定管理先のほうから返還金が生じます。令和6年ベースでいいますと、委託の予算が1億9,600万円に対して、返還分が最終的に1,920万円ほどございますので、今年度についても同様に発生すると思いますので、その辺もちょっと考慮に入れていただければと思います。よろしくお願ひします。

○議長（景山 浩君） 真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 先ほど言った、課長が答えた、あんまり課長に答えてほしくない、課長に答えたあれね、ということは、2,300万にしたっていうことは、統合したら保育士減らすんですよ。何人減らすってなってましたか。

○議長（景山 浩君） 子育て支援課長、芝田卓巳君。

○子育て支援課長（芝田 卓巳君） 子育て支援課長です。減らすという表現はあれなんですが、その当時の算出は、保育士を16名ということでの国基準での算出ということで出しております。以上です。

○議長（景山 浩君） 真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 町長、聞かれたでしょう。国基準でやったら、当時で2,300万ぐらいあつたら保育士の給与を、伯耆の国の保育士の給与を10%を加算してもいくのではないかって言ってるんですけども、今確かに、副町長の言われたことも一つあると思うんですけど、そうしたら、ここから2,000万引いてもいいと思いますよ、7,000万から5,000万になりました。2,300万引いても、また余計に1,500万がどっから持ってくるかっていうのが問われるわけですよ。

町長は、最大の理由に、民間、伯耆の国に出したら待遇改善を、待遇改善で、臨時だった方を正規職員にするのが大きな目的だったって言うんですね。ところが、町長も御存じと思いますが、全国の保育士の状況、保育園を取り巻く状況では、保育士のケア労働者の一つである保育労働の、どうしてほかの産業より低いかといったら、公立保育園は公務員だから公務員の給与が出てるんですよ。保育士の給与が低いって言われてんのは、民間保育士の給与が低いんですよ。なぜかというと、公定価格が低いからなんですよ。今回、それを選んでいくんですよ。そこで、待遇改善するって、この矛盾ですよね。矛盾だと思いませんか。まして、私たちが何を求めていくかというと、仮に待遇改善のために民営化したんであれば、伯耆の国、今全員が正規職員じゃないといけないはずなんですよ、そういうことを目指してやったんだから。ところが、今見てくださいよ。正規が24名、パート、非正規が16人いるんですよ。なぜかっていうたら、今の指定管理料で全員の正規待遇できないからですよ。ということは、当初目指した内容よりも少ない指定管理料でやってるってことになるわけなんですよ。それよりもまだ低いという公定価格を、この制度をつくって町がどういう根拠で補助金を出していって今よりもいい保育士の待遇をするということが言えるんですか、町長。

○議長（景山 浩君） 町長、陶山清孝君。

○町長（陶山 清孝君） 町長です。もちろん、そのとおりだと思います。いわゆる保育士の待遇

が不十分だという、今世論の中で言われてることは公定価格の問題です。これは真壁議員がこの本議会の中でも御質問なさったとおりでして、公定価格を今上げようとしてるわけです。したがって、その公定価格の進捗の具合を見ながら、それでも今まで私どもが支払ってきた額との差がある場合には、これは、当然行政として責任を持った措置、いわゆる支援が必要だろうと思ってます。

もう1点、私はやはり、民間園にした場合に、お示しします資料2の中で定員120人と117人の金額を提示します。現在のつくし、さくらの定員人数、預かっている人数は117人です。この3人増えた定数を今回新園で計画していますけれども、その差が1億3,000万になっているわけですね。今の117人では1億2,400万、しかし、新園では1億4,300万。2,000万から差がある。これは何のトリックでもありません。定員人数の120人、定数のゼロ歳、1歳、そのお子さんをきちんと預かろうと。幸い今、保育士の皆さん的人数は、2園を統合するわけですから充足しています。そのマンパワーを使ってお子さんを預かっていくことによって保育サービスは上がりますし、さらには、保育への公定価格の収入も増えていく。それでまだ足りないといった場合には、板井議員にもお示しましたように、これについては、町が責任を持って対応をしていかなければならないと思っています。

いずれにしても、公定価格、いわゆる皆さん、私たち社会にとっても重要な子供たちの未来を支える保育園、それは公立保育園の問題ではなくて、私立保育園の問題なわけとして、国が今騒いでるのは。この公定価格が上がるということを私はいろいろなチャンネルを使いながら応援していくかなくちゃいけないし、物申していくかなくちゃいけないと思っています。これは議員の皆さんも同様な考えだと思ってますので、そのことに対しては、議員のおっしゃることに対して私も同様な思いを持っています。ぜひとも、そういうような社会をつくっていかなくちゃいけないという具合に私も考えていますので、答弁とさせていただきます。

○議長（景山 浩君） 真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 町長が、町長ではなくて民間の篤志家で、保育園をつくって、保育園をつくるに当たって公定価格、公の仕事をするのに公定価格が低いから公定価格を上げるって言えば、大賛成で一緒にやりますよ。本来、保育の責任を持ってる町が、町立保育園を維持していく、そこで、サービスの多様化といいますが、現状は、資料第3を見ても分かるように、正規職員で約250万近い差がつけられている年間の人員費ですよ。伯耆の国に町が指定管理した一番大きな理由は、人員費削減ですよ。そこをきっちとお認めにならないと。人員費削減選んだのは、地方自治体でいえば、当時流れた新自由主義の考え方を入れたんですよ。民間に任せて

競争できるようにしようと。ところが、保育園はなかなか競争にならない。まして、中山間地域の僻地の保育園は、子供がどんどん減ってくるから競争原理に耐えられないんですよ。誰が補助するかっていうたら、責任者である自治体が補助するしかないんですよ。だとすれば、どうして今、町は手放さないといけないんですか。この段階で、どうして町立をやめて民間にすることが保育士の待遇改善になるんですか。保育園に18億のお金を建設であんなに使うあの考え方で、子供には最上、いいものをつくりたいと。でも、図書館建設のときには、図書館の一番は、本があって人がいてというように、保育園は、子供たちがいて、次に来るのは、保育士がいてですよ。だとすれば、一番大事にしないといけないのは、子供の成長に何が大事かって、保育士じゃないですか。そこを、待遇を一番言われてるときに、どうして、あえて渦中で公定価格でケア労働者の引下げが言われてるときも民間に手を出さないといけないんですか、町が。理屈が成り立たない。少なくとも、あなたが公立保育園で18億出そうという、その寛大な心、あと6,000万円あれば本来町立の公務員できるんですよ、これ全部。そこまでしなくとも、少なくとも、こっち大分譲歩してる、少なくとも現状の指定管理のままで町が全額負担して保育士の給与を引き上げていく、これを維持しなければ、私は、この少ない人口減の中の保育士の確保はできないと思うんですけど、どうでしょうか。

○議長（景山 浩君） 町長、陶山清孝君。

○町長（陶山 清孝君） 町長です。私は、真壁議員のおっしゃってることと私が考へることは、そう違いはないと思っています。保育士がいて、保育士が十分な環境があってこそしっかりとした保育ができる。壇上で私が申し上げたことも、同様なことだと思っています。

先ほど、新自由主義だとおっしゃいましたけども、新自由主義に突入したためにデフレの30年だったということも言えるわけです。今、最低賃金が1,030円という地域になりました。小規模の御商売なさっている方にとっては大変かもしれませんけれども。こういう賃上げという流れを、しっかりとそれを乗り越えなければ、やはり、新自由主義で流れたデフレからの脱却はできないだろうと思っています。同様に、この保育士の問題も、そういうデフレの中で賃金が上がらなかった。そして、非常に低賃金であったと。これは公定価格も上がらなかったからだということは私も同様だと思っています。

それを基にして、これを公務で、公務員でやらなくちゃいけないだとか、公営でしなくてはならないという議論とはまた違うんではないかと思っています。賃金の上昇に合わせたしっかりとした公定価格の上昇というものを、まず私は、一つに、国に対して申し上げていきたいと思っていますし、そのような流れです。それをしっかりと見ながら、それでも足らないところは、この議

会の御承認をいただきながら予算という形で支援をしていく、こういうことを先ほどから申し上げています。ぜひ、保育士の賃金や労働条件について、一気に公務員と同等な金額を持ってこいという話ではないとは思いますけれども、公務員賃金を基にしながら議論していたのでは、どこまでたっても議論にならないと思っています。まずは公定価格を上げること、そして、保育士がしっかりと充足できるような支援、体制をつくること、これは、ここの壇上で、この議会を通じて私も応援することをお約束したいと思っています。

○議長（景山 浩君） 真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 次の質問に行きたいので、最後に一言言っとくのはね、地方自治体で新自由主義の考え方したらどうなったかといったら、現場での仕事を全部民間に投げ出したんですよ。例えば、企画とか総務とか、そういうのが本来の自治体の仕事であって、ケア労働とか保育現場、一番最後にあったのは老人ホームじゃないですか。介護の仕事、これは新自由の主義の中では切り捨てられていったんですよ。これも一つの偏見やないですか。どうして役場の受付や戸籍の住民の人たちが公務員であって、保育士が公務員だったらいけないんですか。どうして介護士が公務員だったらいけないんですか。あなたが先ほど誰かの答弁に答えとった、これ、頭の中に焼き付けられた偏見を取り除こうというのであれば、圧倒的に女性が多い、女性の流出を防ぐと言っている町が、本来堂々と働く公務員の保育現場をなくして民間にしていくことが、女性の流出を防ぐことになりますか。もう聞いててずっと矛盾感じてるんですよ、私は。そういうことを考えたときに、私は、役場全体でこの保育園が指定管理、民間になることがいいことなのか。同じ働く仲間としてそれでいいのかっていうことを考えていただきたい。そのことを言って、少なくとも町立保育園を維持すべきだということを訴えておきます。

次に、包括支援センターの件です。先ほど言った、町長は、これは、私が何がここで一番言いたいかというと、広域連合の中であなたがお答えになった、この問題でどういうことかと聞いたときに、あなたの発言が一番大きな原因としてるんですよ。3つのことをおっしゃったんですよ。このことで、こういうふうな苦情が上がってくるのは、本人が自分が思いどおりにならないから言っているんだろう、1つ目。2つ目、苦情は上がってない。今のところ苦情として扱われていません。国保審査会にも出ていません。3つ目、事業者ももうやめたいと言うほど困っている。この件について、十分調査でもないのにそういうことをおっしゃったんですよ。ということは、私は、当事者の、これは私、人権問題と思ってるんですけどね、本来、包括支援センターやケアマネジャーというのは公正中立でやらなければいけないところを、訴えたら公の場所でそういう答弁が返ってきた。これは撤回してほしいんですわ。どうしてそんなことが言えるんですか。本

人が自分の思いどおりにならないから言ったような経過でしたか、中身言つたらいけないというのであれば。事業者が困るような経過でしたか。撤回を求めますが、どうですか。

○議長（景山 浩君） 町長、陶山清孝君。

○町長（陶山 清孝君） 町長です。広域連合の中で答弁を求められました。しかし、それは議場ではなく、さらに当日、真壁議員に届いたファクスを基に、私ほうにも情報が全くない中で、ない中で、想定だとか、そういう中で私が考えられる原因やそういうことを申し上げたまでです。現状と違うということもだんだん明らかになってきましたので、あの言ったことについては私は撤回したいと思ってます。撤回します。委員会というか、それは、あくまでも議員が朝、突然提案されたことについて、町長どう思われますか、連合長どう思われますかといったことについて、状況が全く分からない中で私が、こういう考え方もあるんじやないか、状況としてあるんではないかといった想定を申し上げたまでで、連合長として、今、真壁議員はその背景を全てお分かりになった中で、それが分かれば私もそういうことは言わなかっただと思いますし、そういう考えはないと思います。

今回、壇上で申し上げましたとおり、今、国保連合会に異議の申立てがあって審議の最中だというふうに聞いています。是正されるべきは是正し、そして、それに対して広域連合が対処すべきこと、構成自治体が対処することがあれば、適正に対処したいと思っています。

○議長（景山 浩君） 真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 町長、それは事実と違います。朝の9時で言って、回答を聞いたのは午後何時でしたっけ。私の一般質問が終わった段階やから、3時。その間どうしてたかというと、担当課がそれを調べて、広域連合が調べて、その結果、あなたは何か文書を見ながら言ったんですよ。知らないからではない。一番言いたいのは、出てきた苦情を、公平公正であるべき地域包括センターやケアマネジャーの仕事がどう検証するかというときには、言ってきた者に対して本人のわがままみたいに言ってるんだろうとか、まだ苦情も来てませんよ、あのときは、何だったら国保審査会に出せばいいっていうような言い方、あなたされたんですよ。3つ目に、事業者が困っているって言ったんですよ。事あろうか、個人情報を流してはいけないと言いながら、個人情報を流したんですよ、今当事者がどういう状態かっていうことを。もう私は、決定的にあなたの間違いで、私は撤回するというのを聞いたので、撤回して、できれば御本人等にも謝りに行かないといけないと思うし、やるべきことは地域包括センターの改善だと思うんですが、1分しかないんですけど、資料を作ってくださいましたね。広域連合と町で作ってもらって、確かに大変だったと思う。それ見られて、地域包括センターに人材不足がどのような影響をもたらして

いると考えますか。1人に偏り過ぎているのではないかという意見についてどう思いますか。ちょっと見てください。見てから答えて、見てから。

○議長（景山 浩君） 町長、陶山清孝君。

○町長（陶山 清孝君） 真壁議員、連合の中で突然にそういう状況をおっしゃって、さらには、議場ではない場所、委員会の中で説明をしろということで、限られた情報の中で言ったことです。したがって、状況が明らかになってくるに従って、内容について、当然私どもも真剣に考えていかなくちゃいけない事態だろうと思っています。そして、何よりも、今回、第三者機関に提出されたわけですから、その中の審議の状況をしっかりと見極めて、是正するべきは是正していくかなくちゃいけない、こう思っています。

もう少し資料がきちんとあって、どういう状況があったのかといったことが分かれば、これは、もう少し議論というんですか、問題点も私も踏まえられたんですけども、なかなかその状況が分からぬ中で、一体何が起こっているのか、そして、ケアマネジャー、ケアマネジャーと言われますけれども、主任ケアマネジャーと企業におられるケアマネジャーとの関係だということも、ようやく後ほど気づいた問題でございます。

それから、今御質問のございましたケアマネジャーの問題について、お一人お一人の事業所の問題についても、ケアマネジャーが不足しているといったこともあると思っています。何よりも、包括支援センターは介護のとりでだというふうに考えています。公的な機関として、民間機関を指示する要だと思っています。しっかりととした対応が必要だと思いますので、この辺りの主任ケアマネの育成については改めて力を入れていきたい、このように思っています。

○議長（景山 浩君） 残り1分余りになりました。まとめに入ってください。

真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 町長、町長らしくないことを言ったらいけません。分からんかったら答えたらいけません、でしょう。ない中で言ったんだっていって、そんなこと誰がそうですかなんて言いますか、子供みたいに。だから、今言っているのは、いいですか、8月19日、広域連合で、これは委員会でした。委員会でしゃべられた、苦情に対して、自分の思うようにならないから言っている、苦情申請も出ていない、国保連合会でも言ってくれたらいい、業者もやめたいと言っている、この分については撤回するということですね。

そのことと、改めて、公平公正の地域包括センターが運営できるように、ケアマネジャーへの指導等についてもやっていくというふうに捉えていいですね。

○議長（景山 浩君） 町長、陶山清孝君。

○町長（陶山 清孝君） 広域連合での議会の撤回は、やはり広域連合でするべきことでしょうし、これは本南部町の定例議会ですので、撤回は改めて、広域連合の委員会の場で私が言ったことですんで、そのときの情報量の少なさで、真壁議員が突然朝ファクスを基に、そのファクス自体も私どもはなくて、どういうことなのか全く白紙の状態からあの会議が突然始まったわけでして、私の立場というのは、町長と言われましたけど、連合長のときの立場で、非常に、しゃべらない、分からないうって言えばそれで済んだかもしれませんけれども、やはり、どういう問題があるのか、議員の皆さんのが提言したことですので、私のほうも真剣に取り扱ったつもりです。しかし、その問題が不十分だったということも今だんだん明らかになってまいりましたので、次回の広域連合の場で訂正したいと思います。今回は南部町議会ですので、あくまでも、包括支援センターを実際に人事権を持っている長として、その対応についてしっかりと取り組んでまいりたいと思ってます。

○議長（景山 浩君） 真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 町長、全く知らないとおっしゃいましたが、その苦情申立ての文書は、いつ出て、どこに出されたんですか。いつ出ていましたか。広域連合あったのは8月の19日です。その内容はいつ出されてるんですか。どこにあったんですか。それほど言つといでください。あまりにもこちらの一方的だというので、聞きたくないけど聞きます。どうだったんですか。

○議長（景山 浩君） 町長、陶山清孝君。

○町長（陶山 清孝君） 町長でございます。私の記憶では、お盆前に、もう既にそういう文書が来てたということですが、残念ながら、広域連合長の下、または広域連合にはその報告がなってなかったと、そのように真壁議員にもあのときお話ししたと思います。

○議長（景山 浩君） 以上で、13番、真壁容子君の質問を終わります。

○議長（景山 浩君） ここでお昼の休憩に入ります。再開は午後1時といたします。

午前11時44分休憩

午後 1時00分再開

○議長（景山 浩君） 会議を再開します。

4番、加藤学君の質問を許します。

4番、加藤学君。

○議員（4番 加藤 学君） 4番、加藤学です。議長からの許可が出たので、壇上からの一般質問をさせていただきます。

今回、一般質問で取り上げるのは2点です。1点は、外国人の生活保護や外国人の国民健康保険について。今年の7月に行われた参議院議員選挙では、当初、選挙の主な論戦は物価高騰対策であり、野党が消費税減税を求め、そして、与党が給付を訴えていたことに対して、物価高騰対策が中心で動いていました。しかし、中盤から終盤にかけて、大手メディアが排外主義に関する報道を大きなボリュームとして扱うような事態となり、論戦の内容も、外国人と生活保護や、外国人と健康保険の負担の関係といった内容に移っていました。

南部町において、生活保護や国民健康保険で外国人に優遇があるのかどうか、これは、参議院議員選挙の論戦の中でも一部取り上げられていた内容です。これについて質問いたします。1つ、南部町には外国人国籍の人は何人おられるでしょうか。2つ、南部町では生活保護を受けている外国人国籍の人は何人いるでしょうか。また、南部町で外国人に優遇する制度はあるのでしょうか。3つ、南部町で国民健康保険を使っている外国人国籍の人は何人おられるでしょうか。また、外国人に優遇な制度はあるのでしょうか。

2点目は、OTC類似薬の保険適用外についてです。今回、一般質問の1番目で、今回一般質問で取り上げるOTC類似薬と保険適用外について。これは、執行部のほうから答弁を求めております。OTC類似薬の保険適用除外については、既に3党合意による閣議決定がなされていますが、日本医師会などから、OTC類似薬の保険適用除外を行えば、生活に困窮している層の患者は特に診療控えになることが広がり、大きな影響が出ると懸念されています。そして、事実、日本医師会からは懸念の声明を上げています。また、OTC類似薬は、解熱剤、抗アレルギー薬、湿布など多種にわたっており、保険適用除外の線引きをする場合、線引きが難しいと言われています。

1つ目、OTC類似薬の保険適用除外とは何かについて説明を求めます。2つ目、OTC類似薬の保険適用除外が決まった場合、南部町として支援策はどうされるのか、これについて問います。

以上、壇上からの質問とさせていただきます。回答のほどよろしくお願ひいたします。

○議長（景山 浩君） 町長、陶山清孝君。

○町長（陶山 清孝君） それでは、加藤議員の御質問にお答えしてまいります。

まず最初に、外国人の生活保護や国民健康保険についての御質問からお答えしてまいります。

まず、南部町には外国人国籍が何人いるのかについてお答えします。南部町には、令和7年8

月末現在で 11 か国 94 名の方がおられます。

2 点目、南部町で生活保護を受けている外国人国籍は何人いるか。また、優遇する制度はあるかについてお答えします。南部町では、8 月末現在、生活保護を実施している外国人国籍の方はいらっしゃいません。また、優遇する制度もございません。

3、次に、南部町で国民健康保険を使っている人で外国人国籍は何人いるか。また、優遇制度はあるかについてお答えします。南部町で国民健康保険を使っておられる外国人国籍の方は 6 か国 7 名の方がおられます。また、優遇制度は設けておりません。

次に、OTC 類似薬の保険適用外について御質問を頂戴しました。2 点についてお答えをいたします。

OTC 類似薬の保険適用外とは何か、説明を求めるにお答えをいたします。まず、OTC とは、Over The Counter の頭文字で、薬局やドラッグストアなどで直接買える市販薬のことを OTC 薬と言い、OTC 類似薬とは、市販薬とほとんど同じ成分や量で作られている処方箋が必要な薬のことを言います。OTC 類似薬の保険適用外とは、医療用医薬品と同等の成分、効果を持つ市販薬が薬局やドラッグストアで販売されているため、保険診療で医師が処方しても、原則健康保険が使えない薬を指します。

次、OTC 類似薬の保険適用外が決まった場合、町の支援策についてお答えします。国は、令和 7 年度中に対象薬や適用基準を整理し、令和 8 年度から段階的に制度を導入することを目指しております、現在対象となる医薬品や患者層など、十分な検討がされています。具体的に示されておりませんので、今後、国の動向を注視していきます。国では、軽度な体の不調や日常的な病気に対して、自分自身の判断で市販薬を使ったり、生活習慣を整えることで健康管理、病気予防を行うセルフメディケーションの推進も示されています。町としましても、健康診断の受診や予防接種、自分自身が健康意識を持ち健康管理ができるように、さらに健康づくり事業に取り組んでまいりたいと考えています。

壇上からの答弁といたします。

○議長（景山 浩君） 4 番、加藤学君の再質問を許します。

加藤学君。

○議員（4 番 加藤 学君） 加藤です。今回、質問に先立って、1 番目、2 番目、3 番目とも、人数関係に関しては資料で先に頂いております。今回、その中で、まず、南部町内で外国人国籍の方で生活保護を受けている方はゼロ人。それから、国民健康保険を使われている方は 6 か国 7 人。それで、働いている方は、全部で外国籍の方が 94 人というふうに資料を頂いております。

まず最初に、今回 9 4 人の外国国籍の方がいらっしゃいまして、そのうち 7 人の方が国民健康保険を使っているということですけれども、残りの方は、これは国民健康保険ではなく、社会保険とか使われているんでしょうか。その辺り分かりますでしょうか。

○議長（景山 浩君） 町民生活課長、渡邊悦朗君。

○町民生活課長（渡邊 悅朗君） 町民生活課長です。今回配らせてもらっています表ですけれども、国籍別南部町外国人人数というのは、働いている方、働いていない方関係なく載せてる表になっています。国民健康保険に入っておられる方は 7 名ですけれども、それ以外に働いておられる方でしたら、社会保険に入っておられるというふうに思っております。以上です。

○議長（景山 浩君） 加藤学君。

○議員（4 番 加藤 学君） なら、ちょっと私の質問の仕方がよくなかったんだと思いますけれども、国民健康保険以外で外国籍の方で働いている方が何人いるかは分からないけれども、いるだろうっていう感じでしょうか。

○議長（景山 浩君） 町民生活課長、渡邊悦朗君。

○町民生活課長（渡邊 悅朗君） 町民生活課長です。国民健康保険のほうの数は把握は当然しているんですけども、社会保険に入っておられる方の数自体は把握はしておりませんけれども、工業団地とかいろいろな企業におられますので、入っておられることは入っておられるというふうに思っております。

○議長（景山 浩君） 加藤学君。

○議員（4 番 加藤 学君） その場合ですけれども、今回、把握されている方が 6 か国で 7 人ということですけれども、こちらの 7 人の方は、どういった形で仕事をされてるのかっていうのは分かるんでしょうか。技能実習生とか育成就労制度を使ってるとか、もしくは、全くそんなんじゃなくて、普通に仕事をされているっていう、そういったようなことは分かるんでしょうか。

○議長（景山 浩君） 町民生活課長、渡邊悦朗君。

○町民生活課長（渡邊 悅朗君） 町民生活課長です。こちら、7 名の方は国民健康保険に入っておられますので、会社のほうで働いておられるわけではなく、されておられれば自営業、もしくは何も働いておられない方が 7 名おられるという状況です。

○議長（景山 浩君） 加藤学君。

○議員（4 番 加藤 学君） 今回、外国人の生活保護と、それから国民健康保険について優遇策があるかないかっていう質問をいたしましたけれども、この一番の発端は、今年の 7 月の参議院議員選挙の中での、一般質問の中に書いてあるとおり、物価高騰対策からいつの間にか除外

主義的な報道が移ったっていうことです。いろいろな報道がありますけれども、先ほど陶山町長のほうから、今回、生活保護においても国民健康保険においても、外国人を優遇する制度はないっていうふうにはっきりおっしゃっていただきました。この点間違いないでしょうか。もう一度お聞かせください。

○議長（景山 浩君） 町民生活課長、渡邊悦朗君。

○町民生活課長（渡邊 悅朗君） 町民生活課長です。国民健康保険、あと、生活保護のほうも、外国人を優遇するものはありません。以上です。

○議長（景山 浩君） 加藤学君。

○議員（4番 加藤 学君） もう1点だけ聞かせてください。南部町においては、間違いなくこの2つとも外国人を優遇する制度はないっていうことですけれども、これは、全国的に解釈して、日本国内っていう解釈でもよろしいんでしょうか。

○議長（景山 浩君） 町民生活課長、渡邊悦朗君。

○町民生活課長（渡邊 悅朗君） 町民生活課長です。国民健康保険に関しましては、法律でそのようになっております。あと、生活保護もなっていると思っておりますけれども、市町村独自でやられている優遇措置がある場合は、そういうのもある市町村があるのかなというふうには思っております。以上です。

○議長（景山 浩君） 休憩します。

午後1時15分休憩

午後1時15分再開

○議長（景山 浩君） 再開します。

加藤学君。

○議員（4番 加藤 学君） 1番目の質問に関して、外国人において生活保護や国民健康保険に対して優遇措置がないっていうことを確認しましたので、今回のこの質問はこれで終わらせていただきます。

次についてです。今回、私のほうは、OTC類似薬の適用外が決まった場合、町に対して支援策を、町独自の支援策はないかっていうことでしたけれども、先ほどの陶山町長のお話であれば、国の動向を見守るっていうことだったんですけども、今回、一応閣議決定という形で今固まっています。そして、26年度からのこれは執行っていう形になってます。あと半年ほどしかないんですけども、今、国ほうの動向を待つっていうことでしたけれども、国ほうの動向、これ

からまだ変わる可能性があるっていうふうに思われてるんでしょうか。

○議長（景山 浩君） 町長、陶山清孝君。

○町長（陶山 清孝君） 町長です。国の動向は、まだ今、分からぬ状況です。このものが確定次第、その状況を調査しながら対応していきたいと考えています。

○議長（景山 浩君） 加藤学君。

○議員（4番 加藤 学君） 今回、OTC薬の保険適用除外の閣議決定を受けて、現在、日本アトピー協会、全国保険医団体連合会、これが7月の11日、日本小児科医会が4月の16日、それから日本医師会が7月の15日に、それぞれ適用除外のほうに関して、現行の制度の維持を求めるっていう意見書を国に対して上げております。今回、私の質問の内容の最終的なところは、南部町のほうの独自の支援策はないかっていうことだったんですけども、これ、閣議決定がそのまま26年も続き、最終的にはOTC薬除外が決まったっていうのを前提とした質問になってるんですけども、これ、現在はまだ閣議決定の段階です。閣議決定の段階であれば、国に対して、現在のOTC類似薬の保険適用除外に関しては現在の制度を維持を求めるということを、国の方を見る前にそっちのほうに走るべきじゃないかと思うんですけど、どうでしょうか。

○議長（景山 浩君） 町長、陶山清孝君。

○町長（陶山 清孝君） 町長です。OTC薬については、いろいろなメリット、デメリットというものがあるということは承知していますけれども、この問題について国保連合会を通じたり、または町村会を通じて国に対して申し上げていく内容なのかどうかは、私は現在持ち得ていませんので、御答弁しかねます。

○議長（景山 浩君） 加藤学君。

○議員（4番 加藤 学君） 今回、私のほうは、先ほど幾つかの団体を上げて、今回、保険適用除外になった場合、こういった内容が不備になる、特に一般質問の中で言った保険適用除外になれば、生活に困窮している層の患者が特に受診控えになる、この影響が一番大きく出るっていうのが、大体ほとんどの団体の総括した意見になってます。それで、今、陶山町長、今回国に対して現在の制度の維持を求めていくべきかどう言うべきか、今のところ、ものを持ち合わせていないんで、言ったらどうかはっていうのが分からぬっていうことだったんですけども、それに関しては、今回の保険適用除外を受けた場合、南部町の中で町民のほうにどれだけ影響が出るか分からぬとか、そういうような内容なんでしょうか。それとも、国の政策、国の、まだ現在3党合意で閣議決定しかなってないので、それで、まだ様子を見るとか、そういうような内容なんでしょうか。

○議長（景山 浩君） 町長、陶山清孝君。

○町長（陶山 清孝君） 私が分からないと申し上げてますのは、例えば、自治体病院の立場の中でこの問題をどう捉えるのか、住民の利益、そして、社会保障費に対して誰かの利益は誰かの損失になるわけでして、その辺りのところがどの規模のことをどこまでするのか。これは全体の話です。もう1点は、今現在、がん治療であったり、それから、重症疾患の皆さんに対するこういう鎮痛薬、またはお薬に対して、市販薬が仮にあったとしても、処方するのか処方しないのかといったことも最終的な議論がまだ私も聞いておりません。こういうところをしっかりと見届けて、では、一体誰がどんな不利益を被るのかといったことをしっかりと見極めた上で関係機関等と協議し、対処していきたいと思ってます。まだ全く内容が決まっていない段階で、閣議決定の段階ですので、私どもとしては、情報が不十分なので、ここでこういう具合にするという、申し上げる事項はございません。

○議長（景山 浩君） 加藤学君。

○議員（4番 加藤 学君） ここまで言われると、これから幾ら質問しても回答が返ってこないということでおろしいんでしょうか。

○議長（景山 浩君） 町長、陶山清孝君。

○町長（陶山 清孝君） 例えば、厚生労働省等からこういう内容だと指針が出れば、行政として対応を迫られると思っています。住民の皆さんの健康や安全安心といったものに対してこれで十分かどうかといった対応が迫られますけども、現在のところ、私たちに手持ちの情報が全くない中で、今ここで想定に対してお答えすることはできないと考えています。以上です。

○議長（景山 浩君） 加藤学君。

○議員（4番 加藤 学君） なかなか質問の仕様が物すごくきついんですけども。ただ、現在、大きな医療団体に関しては、今回、今閣議決定の段階だけで、既に、何度も言っていますけれども、特に、OTC薬の保険適用除外になった場合、現在、このOTC薬を常用している方、現在、当然1割負担から2割、3割の負担で済んでいますけれども、当然、この保険適用除外になった場合10割負担になる、ここは間違いなくそうなります。そうなった場合、必然的に、やはり支払いの医療費が高くなるので、その場合、やっぱり生活に困っている方が病院にかかるのが少なくなるんではないか、その場合、特に風邪の症状であったり簡単な症状であったりした人は、特に医療にからなくなるのではないか、ただ、風邪の症状といった簡単な症状であるけれども、実際、お医者さんはそれを基に、本当にただの風邪なのか、もしくは、風邪の症状だけども、実際のところはさらに別の病気ではないのか、お医者さんのはうは、それを含めて診察するって

いうふうに考えてるっていうのが根本的な考え方です。その場合、明らかに、今まで簡単に来れていた人が来なくなった、その場合、やっぱり、簡単な症状であっても、実際は大きな病気である可能性がある、そういう人たちを診察する、もしくは発見することができなくなるのではないか、この2点が、多分、今回の保険適用除外の問題で、各団体とか、それが心配している、危惧しているところです。この部分だけは、まず間違いなく起こることではないかと私も思っております。今回、町のほうでどういうふうな対応をするのか、これ、全くまだ分からぬので答えられないということでしたら、現在、ここの部分だけでもある程度分かっているところで、それでも何か行動はされないんでしょうか。

○議長（景山 浩君） 町長、陶山清孝君。

○町長（陶山 清孝君） 町長です。日本の保険制度の根幹というんですか、改正するもので、その制度がどのように改正されるのか。例えば、風邪薬の処方はどういう場合だったら処方されたり、または、湿布薬はどういう場合であったら処方されるといったような内容が全く手元にまだ来ていません。その中で、風邪薬については、町のほうが補助しますだとか、そういうような御議論にはならない、町政に対しての議論にはならないといったことで私はお答えできないと申し上げているところです。以上です。

○議長（景山 浩君） 加藤学君。

○議員（4番 加藤 学君） 町政のほうでお答えができないということですけれども、その前段階で国のほうにっていうことは、これもできないんでしょうか。（発言する者あり）現在の制度の維持を求めていくっていうことも、これもできないんでしょうか、最終的には。

○議長（景山 浩君） 町長、陶山清孝君。

○町長（陶山 清孝君） 町長です。仮にもし、町村会の同一要望の内容がありましたら、そのような考え方で臨んでいきたいと思ってます。その内容につきましても、まだ申し上げられません。11月ですので、まだ私のところにその詳細内容についてありません。今月の町村会か来月の町村会でその詳細がきっと私たちの下で議論されると思いますけれども、住民の不利益にはならないようにしなければならないと思ってます。

しかし、一方で、社会保障費の増大をいかに抑えるのか、43兆円だったですかね、今年は。皆さんの生命を守るという大事な保険です。その中で、私が聞いてる限りでは、先進諸外国の中で、果たしてこの風邪薬についてどう考えていったらいいのかとか、湿布薬についてはどうなのかと。これはあくまでも軽症疾患ということですよ。そういう場合についてどうしたらいいのかといったところが、きっと一番最終的な問題だろうと思ってます。私の御近所の皆さんからもそ

のような御心配の声も聞いていますが、まだ詳細にわたっての情報は入っていません。

○議長（景山 浩君） 加藤学君。

○議員（4番 加藤 学君） 今回、OTC薬の保険適用除外を3党合意で決めたほうの理由ですけれども、そっちのほうの大きな理由は、当然、国のはうの負担を下げるっていうのが一番の目的になってます。いろいろなところで、今回の保険適用除外をした場合、一体幾らになるのかっていう試算が幾つか出てます。この資料では、負担8,800億円が減少するだろうっていうふうな試算が行われてるのもあります。

今回、国の負担が少なくなるだろうっていう話には、ちょっと陶山町長、話はあんまりされないんで、私もこれは……（発言する者あり）あんまり持っていくといろいろなところからクレームがかかるのがあったんで、あまりしようとはしなかったんですけども、国の負担が軽くなる話と、それから今回の保険適用除外によって、結局的には生活、収入が少ない方が最終的には医療を受けなくなる可能性があるっていうことが、もう1点の問題だと思ってます。国のはうの負担を下げるのか、もしくは収入が少ない方の医療の負担をそのまま維持していくのか。保険適用除外になった場合、明らかに……。

○議長（景山 浩君） 加藤議員。

○議員（4番 加藤 学君） はい。

○議長（景山 浩君） 町政に対する一般質問です。その旨を重々御理解をいただきて質問してください。

○議員（4番 加藤 学君） 分かりました。もうちょっとしゃべらせてください。この後、最終的に結論を出しますので。

どこまでしゃべりましたっけ。結局、国の負担が軽くなるのか、もしくは生活困窮者がさらに負担が増えて医療を受けなくなることになるのか、これは国の負担と、それから生活に困っている方の医療負担が、お金によって生活と生命がてんびんにかけられてるっていう、そういう問題になるんじゃないかと思ってます。

今回、そういうことも含めて、ぜひ国のはうには現況の維持を求めていっていただきたいと思います。いかがでしょうか。

○議長（景山 浩君） 町長、陶山清孝君。

○町長（陶山 清孝君） 町長です。町民の利益を守るのは町長の仕事ですから、できるだけそうしたいと思います。その町民の利益の一つには、社会保障の、いわゆる日本の冠たるこの保険の持続の可能性も含んでると思います。南部町ごときが、何というんですか、全体の医療総額のこ

とについてとやかく言う場面では、南部町の町長がですね、ないかもしれませんけども、この社会保障全体、医療費を、日本の医療をどうしていくのかという議論なわけです。日本の医療をどうするのか。これから若い皆さんや子供たちの時代にまで今の3割補助、3割のお金があったら医療が受けられる、それから、大きな病気になっても高額療養費がもらえる、こういった世界中にはないような、この日本の医療保険制度を次の時代にもちゃんと残していくためにはどうしたらいいのか。ですから私も、加藤議員のおっしゃることもよく分かります、そうだなと思います。しかし、私は町長として、次のまだ生まれてない子供たちの南部町の未来に対しても責任があります。ですから、軽々にここで、それに対しては反対しますとか賛成しますという立場は取れません。

全体の町村会の中で、この議論に対してどう立ち向かうのかといったことは今後議論されると思いますので、その議論も十分に踏まえながら、日本の冠たる保険医療といったものについても考えていきたいと思います。

○議長（景山 浩君） 加藤学君。

○議員（4番 加藤 学君） 社会保障制度の維持のことに関しては、いろいろまだ別に言うこともありますけれども、町政のほうから大分離れていくんで、また議長のほうからストップがかかるそうなので、ひとまず陶山町長のほう、今回のOTC類似薬の保険適用除外に関しては、1月以降、今回町村議会の資料が届いて以降、言えることがあれば国に対して言っていくっていう、そういうふうな回答でよかったです。最後、しつこく言っときます。

○議長（景山 浩君） 町長、陶山清孝君。

○町長（陶山 清孝君） 町長です。それで、そういう具合にしてください、今のところは。今後、私ももう少し状況というのをしっかり見たいですし、政局がどっちのほうに動くのかといったこともしっかりと見たいと思っています。

米子市出身の医師で、國頭先生という日赤がんセンターの元医師の方がおられて、SATOMIプロジェクトだとか、SATOMIプロジェクトっていうのは國頭先生のペニネームで、米子近辺でもインターネットでも本が取り寄せられますので、一度読んでみてください。お考えとは全く違った世界がそこにはあると思います。これは、がんの専門医の目から見た日本の医療制度です。ですから、私たちにとっていかにこの保険制度というのが重要で、今それが非常に厳しい局面を迎えるのか、とにかく大事な大事なこの日本の世界に冠たる保険制度を次の時代にもちゃんと残してやる、それは大事な私たちの務めだろうと思っています。

今使う誰かの利益は誰かの損失になる。広くなべて負担をしていくわけですけれども、制度と

して持続するために、本当にそれが必要なのかどうかも含めて、今、次期国会ですか、党でも議論されるという具合に思っていますので、また町村会の動向等も調べながら、今後の加藤議員の御質問にお答えできるように勉強してまいります。

○議員（4番 加藤 学君） 終わります。

○議長（景山 浩君） 以上で、4番、加藤学君の質問を終わります。

○議長（景山 浩君） ここで休憩を挟みます。再開は13時55分といたします。55分です。

午後1時36分休憩

午後1時55分再開

○議長（景山 浩君） 会議を再開します。

2番、井原啓明君の質問を許します。

2番、井原啓明君。

○議員（2番 井原 啓明君） 2番、井原啓明です。壇上より一般質問させていただきます。

1つ目は、米の増産についてお伺いします。

趣旨及び背景は、政府は従来の事実上の減反、生産調整政策を改めて、2027年度から増産政策に取り組むと発表しました。農業、とりわけ米の生産は南部町の基幹産業であり、この政策の成否は多くの農業従事者に影響を与えます。農林水産省は、2026年夏頃までに具体的な政策を集約すると言っていますが、次の施策展開の制度設計には、現場の声を県、国に届け、制度設計に反映してもらうことが重要だと考えます。そして、大規模経営だけでなく、中山間農地をはじめ、耕作不利地を支える兼業家族経営を支援する施策が必要だと考えます。

質問の内容です。1、主食用米作付面積拡大に向けた町の具体的な考え方をお伺いします。

2、生産性向上施策としての農地大区画化について、町の考え方と対応を伺います。

3、小規模農家支援策として、町の米直接買取りや価格保証、所得補償制度の制度化が必要だと考えます。町の考え方を問います。

2番目といたしまして、南部町地域防災計画についてお伺いします。

質問の趣旨及び背景は、平成25年6月改定の災害対策基本法では、切迫した災害の危険から逃れるための指定緊急避難場所と、一定期間滞在し避難生活環境を確保するための避難所が明確に区別された。昨年改正の鳥取県地域防災計画及び南部町地域防災計画でも町の責任で指定することとされています。しかし、南部町地域防災計画では具体的な指定緊急避難場所の指定結果が

記載されておらず、町民への周知もされていない状況です。

質問要旨です。1、避難指示が町から出された場合の避難場所の周知についてお伺いします。

2、南部町第2次総合計画について、指定緊急避難場所の選定をどのように進めているか伺います。

3、避難訓練放送を行う場合、避難指示による町民の避難場所は現在設定されているのかお伺いします。

以上、壇上からの質問とします。よろしくお願いします。

○議長（景山 浩君） 町長、陶山清孝君。

○町長（陶山 清孝君） それでは、井原議員の御質問にお答えしてまいります。

まず、米の増産について問うについてお答えしたいと思います。米の増産について3点の御質問をいただきました。

まず、主食用米作付面積拡大に向けた町の具体的な考え方についてお答えをいたします。主食用米については、全国的な需給の状況に応じて国や県、町の農業再生協議会が設ける生産目標数量に応じて作付を推進しております。現状として、米価の上昇を背景に、生産方式を同じくする飼料用米からの主食用米への転換が進んでおり、前年度比較で主食用米は47ヘクタール増の587ヘクタールとなっております。しかしながら、農業は、気象の影響、収穫量や作物ごとの全国的な需給状況、生産コストの変動などの社会情勢など、様々な要因を考慮した上で、中長期的にリスク分散型の経営を進めていく必要があると考えております。短期的な特定の品目の生産拡大だけにとらわれず、複数の経営品目による複合経営を推進していきたいと考えています。

次に、生産性向上施策としての農地大区画化について、町の考え方と対応についてお答えをいたします。農地の区画拡大に当たっては、農地の将来利用についての地域内での合意形成が必要不可欠であると考えております。今年3月に策定しております地域計画を推進していく中で、地域の意向等をさらにお聞かせいただきながら、農地改良の支援を行ってまいります。

最後に、小規模農家支援策として、町の米直接買取り、価格保証、所得補償制度化すべきということについてお答えをいたします。農作物の販売や農家の所得補償については、町が単独で支援する考えはございません。既存の出荷団体からの販売等に係る情報を収集しながら、国、県の動向を注視してまいります。

次に、南部町の地域防災計画について御質問を頂戴いたしております。3点いただきました。

まず、1番目の御質問、避難指示が町から出された場合の避難場所の周知と、3番目の御質問、避難訓練放送を行う場合の避難場所の設定はされているのか、この2点についてお答えしたいと

思います。

議員御指摘のとおり、平成25年6月に災害対策基本法の一部を改正する法律が公布され、市町村長による指定緊急避難場所の指定制度が平成26年4月1日から施行されました。この法施行を受けて、南部町では指定緊急避難場所は14か所、全て指定避難所と兼ねた指定を行っておりますが、指定緊急避難場所としての公表ができておりませんでした。この指定緊急避難場所とは、住民の皆さんが短時間で避難可能で、かつ安全な場所で、あくまで一時的に避難する場所です。公園やグラウンド、駐車場、建物の2階など、災害ごとに異なってまいります。

一方で、皆様にもなじみ深い指定避難所は、災害によって自宅での生活が困難になった住民が一定期間、一時的に滞在する施設であり、避難中の生活支援の場所にもなります。この指定避難場所14施設を、南部町では現在、指定緊急避難場所を兼ねて指定しています。しかし、公表ができておりませんでした。取り急ぎ手続を進めてまいりたいと考えています。

指定緊急避難場所のイメージは、東日本大震災で高台避難された光景がテレビ画面で流れましたが、あのような命を守るための緊急避難する場所が本来の姿だと考えています。防災監を中心に、これまで57集落で災害に対する講演や避難訓練を行ってきましたが、結果として、各集落ごとの指定緊急避難場所の指定、公表に至っておりません。早急な対応を関係機関と進めながら、改めて地元集落の意向を伺ってまいります。

南部町では、93集落、約4,000世帯の皆様の暮らしがありますが、例えば水災害一つ取っても、洪水、内水被害、土砂災害など、暮らしの場所によって危険リスクはそれぞれ違います。集落の中でも水害の危険や土砂災害の危険など、場所によっても異なります。したがって、自然災害の危険が迫ってきた場合に備えて、それぞれの家庭で緊急避難場所を2か所以上、ふだんから話し合っていただくことが重要です。避難に際しても、足のくるぶし以上の水位の中を避難することは逆に危険です。自宅の2階、土砂災害のおそれがある御家庭では、山からできるだけ離れた部屋への避難も選択肢に入れていただきたいと思います。

そこで、御質問にお答えすると、避難訓練、本番避難指示いずれでも、まず、自らの命を守るために、ふだん御家族や御近所で決めておいた一時避難場所への避難をお願いしているところです。まだ話し合っておられない場合、決めておられない場合は、公共施設等の指定避難所へ避難ください。

次に、第2次総合計画での指定緊急避難場所の選定について御質問をいただきました。指定緊急避難場所の指定についての条件は、1、管理条件。これは、いざというときに使わせるという条件です。使えなければなりませんので、使わせる。2番、立地条件。これは、それぞれの災害

時にハザードマップ上で安全であるといった場所を指します。このような管理条件と立地条件、これがそろった場所が立地となります。また、立地条件を満たさない場合は、3、構造条件。これは、建物は堅牢な建物であるとか、想定水深より高い2階、3階などの構造物があるといったことが該当になります。これを満たしている必要があります。南部町で想定される豪雨災害、地震災害、大規模火災などありますが、豪雨災害一つ取っても、都市部と違って鉄筋構造物で高いビル等がない南部町内では、公民館や高台の駐車場、グラウンド、神社仏閣、さらに個人住宅などがその選定場所になると考えます。しかし、その経路がハザードマップ上で土砂災害のおそれがあった場合など、地元の皆さんと具体的議論を進めるほど選択場所がなくなるといった事案も防災監のほうからは聞いているところです。

災害への最大のリスクは、町民の皆さんが危険が迫った場合に避難する知識がないということです。このような事態がないように、今後とも平時から関係機関と連携して、町民の皆様の防災力向上につなげてまいりたいと考えています。

以上、壇上からの答弁といたします。

○議長（景山 浩君） 井原啓明君の再質問を許します。

井原啓明君。

○議員（2番 井原 啓明君） それでは、質問をさせていただきます。先ほどとの繰り返しになる部分もありますけれども、政府は従来の事実上の減反政策を改め、27年度から増産政策に取り組むと発表しました。農業、とりわけ稲作は南部町の基幹産業であり、この政策の成否は多くの農業従事者に直接的な影響を与えます。過去の政府の農業政策は、農水省の制度設計と現場の実態の乖離が激しく、それを共有化しないままに次の施策展開、制度設計をする実態があり、これが現状のような政策転換を余儀なくされる一因になってると考えます。

御存じのとおり、私たちがまだ若い頃といいますか、には食糧管理制度があって、政府が農家の生産した米を買い取り、また経営に見合うような値段で買うというような制度があって、主食である米は安心して国民が食べれる量を確保し、また価格的にも安定した値段で食べることができました。ところが、施策が変わって、あれは世界の貿易ルールの中で変えざるを得なかったということだったんですけども、生産は制限されて、転作が奨励されて、さらにミニマムアクセス米という輸入米まで導入するようになりました。それが現在の主食である米の状況だと思います。

ところが、昨年から今年にかけての米不足、生産量が落ちたこと、それから、併せて、外国からの観光客等が多く来られて米が足りなくなつたと。その中で、慌てた政府はすぐにも決めれない、古古古米まで出して国民の米不足を解消するような施策を取ったわけです。特に、なかな

かこの町議会の場で国の農業施策について云々を言うことは難しいかと思いますけれども、ここに書いておりますように、国が施策を発表し、このようにやりますという前に、市町村のほうから、県のほうから国に対してこういう農業施策を取ってほしいと、こういう意見、要望を出すべきでないかと私は考えます。その中で、米不足を防ぐためには、現場の声を県、国の実務者、農水ですね、申立てをして制度設計に反映してもらうことが重要だと考えます。

そして、主食米、米を増産するには、一つとして、主食用米の作付面積の拡大が必要だと考えます。2番目に、生産性の向上として農地の大区画化、そして適正な機械化、これが必要だと考えます。3番目に、一番大きな問題といってもいいと思いますけれども、耕作放棄地の活用、この3点があると考えます。よく言われることですけれども、日本の農地の耕作放棄地は九州の面積に匹敵するほど今現在あるというようなことが一部で発表されていますけれども、それを解消をする努力もせずに、主食米を維持するというのは非常に難しいことだと考えます。

そこで質問をさせていただきますけれども、1番目として、主食米、人間が食べる米の作付面積の拡大、これの対策として、これはあくまで県、国への要望となるかもしれませんけれども、一つとして転作奨励金、これに対する補償。どういうことかといいますと、今まで米を作るのをやめなさい、だから、麦や大豆を作った人には補償金を出しますよと、転作奨励金を出しますよという政策だったんですけども、米を作った場合にそれがどうなるのか。出なくなります。それに対する補償を国に求めると。それから、例えばネギ等に転作した場合には、もうそれに特化した、例えば皮むき機ですとか、そのための機械ですとか、そういうものに設備投資をしとられるわけです。そういう人たちは、投資したものが元を取れないうちに米を作りなさいと言われる。そういうものに対する補償。

それから、先ほど町長もおっしゃいましたけれども、飼料用米という米があります。家畜、牛に食べさせる稻ですね。これも転作として国が進めたわけです。専用の飼料米もあれば、例えば日本晴とかいう米を稻わらとして牛に食べさせたわけですけれども、これはできるかもしれませんが、逆に牛農家、飼料用米の稻わらを食べてた牛農家は、それがなくなったら困るわけです。これに対する補償、これをどうするかという問題が出てくると思いますが、そういった主食米作付の面積拡大の私が先ほど申し上げたような課題に対して、県、国に、将来を見据えて、5年後、10年後を見据えて、政策提案といいますか、価格保証提案といいますか、そういうことを町として述べられることはどうでしょうか。

○議長（景山 浩君） 町長、陶山清孝君。

○町長（陶山 清孝君） 町長です。今お話を聞きして、いろいろなことが課題として浮き彫り

になってくると思います。主食米用の水田利用といったことにかじを切るとなれば、これまでの町内での議論もまた違った方向になると思いますので、国の動向を、先ほどの議論と同様に、これから議論を私もしっかりと見させていただきたいと思います。

ひとまずは壇上で申し上げましたように、飼料用米、同じように水田を使ってた飼料用米が食用米に今転換をされてきました。議員のおっしゃるようなでは、大豆だとかネギを水田に変えてでもやりたいといった場合にどんな課題や問題が出るのか。また、飼料米が減ったために、家畜、特に鶏の餌になってるという具合に聞いていますので、この辺りのところがどうなるのかといったことも総合的に勘案しながら、対策を検討していきたいと思ってます。

○議長（景山 浩君） 井原啓明君。

○議員（2番 井原 啓明君） ありがとうございます。家畜に食べさせる米もあったと思いますけども、先ほど私が言ったのは牛の飼料、稻わらを牧草として食べさせておられた方が町内にもいらっしゃいますけれども、その人たちが困られることが起きてくるんじゃないだろうかということです。

それから、2番目なんですけれども、先回の議会でもちょっと述べたことなんですけども、生産性向上対策として農地の大区画化が必要になってきます。それは南部町が定めました地域計画に、農地バンクを通じて農地を集積していますが、それを集約して特定の担い手に貸し付けるには、中間管理権を持っている県の中間管理機構が積極的に関与して貸出先の調整や賃借料の設定、標準化を進めなければならないと思いますが、現実問題としては、中間管理機構はそういった賃借料だとか上限だとか、そういうものには関与いたしません。貸したい人の話を聞いて、借りたい人に会わせるということが仕事でございます。それを役場の産業課に行って伝えたときも、産業課としてはそういった価格や上限を間に立って決める立場ではないということだったんで、じゃあ、誰が間に立って話をするという話をしたわけですけども、そのことを積極的に対応していただけなければ、農地の集約は、つまり大区画化はできないと考えます。

それで、もともと農地バンクは集積、集約を目指した制度となっていたが、現場のレベル、つまり県では中間管理機構の機能が、言い方は悪いかもしれませんけども、機能していない状態なので、今年の4月から農地バンクの賃貸の許可権限は県知事から南部町長へ権限移譲されました。したがって、農業委員会での農用地利用集積等促進計画案の意見照会等を踏まえ、中間管理機構へ具体的に賃貸の調整、賃料の平準化を積極的に図るよう指導できるようになったのではないかと思います。もしそれができないってことであれば、許可権者としての権限を拡大できるよう、県に対して要望すべきではないかと考えますが、町長、いかがでしょうか。

○議長（景山 浩君） 産業課長、亀尾憲司君。

○産業課長（亀尾 憲司君） 産業課長でございます。農地中間管理機構のお話がございましたので、賃料等につきましては、さきの議会のほうでお答えさせていただいたとおり、賃料等も含めて、借手、貸手のほうで直接の交渉が必要でございますので、何か一定の水準を町であったり中間管理機構が設けることは難しい、できないというふうに考えているところでございます。

また、権限の拡大に対してでございますけれども、先ほどありましたように、4月から権限移譲が県から町に渡っております。現在、そういった中で運用しておりますので、何か不具合があるようであれば少し整理をしてまいりたいと思いますけれども、現在のところ、何か中間管理機構、あるいは県のほうに申し立てる準備だったり内容はございません。以上です。

○議長（景山 浩君） 井原啓明君。

○議員（2番 井原 啓明君） ありがとうございます。

それから、3番目として、耕作放棄地活用の課題をお聞きしたいと思います。南部町でも耕作放棄地が、特に南さいはくのほうではかなりあると思うんですけども、幾ら田んぼを借りて作れ作れ、担い手さんに作ってくださいと言っても、そういう不利な条件の田んぼを一体誰が引き受けるのか。これをどういうふうに考えられるか。

それから、中間管理機構が一括借り上げして、貸出先の担い手に対して何かしら補償をしないと、所得の補償だとかそういうものをしないと、そういった耕作不利地、放棄地を借りてまで作ろうという人はいないと思いますんで、そういったことに対する補償、助成措置は考えられないかということです。

それから、貸出先を公募して、南部町外の人でも担い手の方がいらっしゃれば受け入れる。もしくは農家でなくても、業界の人というか、会社経営の人でも中山間、耕作放棄地でもやりますよという人を探す、受け入れる、そういったことで耕作放棄地の活用をするというのはいかが考えられますでしょうか。

○議長（景山 浩君） 産業課長、亀尾憲司君。

○産業課長（亀尾 憲司君） 産業課長でございます。耕作放棄地の課題ということでございます。こちらのほうでございますけれども、国の中山間地域等直接支払交付金であったり、多面的の交付金であったりを活用して、地域の中で管理できるような管理をしていただいて、保全をしていただいて、耕作放棄地が少しでも解消できるような方策になればというふうに町では考えているところでございます。

また、町外の方にも来ていただいてというようなお話がありました。確かに耕作放棄地であっ

たり、そういうことを目標に、目的に相談はありません。まずは効率のよいところについて御相談いただくんですけれども、中には、有機野菜等を作りたいので、そういうところで条件がいいところというところで、耕作放棄地に近いようなところ、あるいは耕作放棄地と判定したところについて照会がございますので、そういうところにつきましては産業課のほうで御紹介をさせていただいて、少しずつでございますけれども、耕作放棄地の解消、あるいは防止のほうにさせていただいているところもございます。以上でございます。

○議長（景山 浩君） 井原啓明君。

○議員（2番 井原 啓明君） ありがとうございます。

そうしますと、この最後ですけども、小規模農家への支援について、ちょっと質問させていただきます。

南部町の里地、里山を守るため、中山間の農地維持のためにも、小規模家族経営の農家支援は重要であると考えます。そのために、国の農業政策としてはあるかもしれません、これはせんでも米不足のことで小泉農相が、米作り増やすために政府は応援しますといって、規模拡大に応援しますということを言われたんですが、それだけでやっぱり解消できない、量を確保できないということがあります。あるとすれば、町独自の政策として、米の直接買取り、それから価格保証、それから所得補償などの町独自の応援の制度化が必要でないかと思いますけれども、それについてはいかがでしょうか。

○議長（景山 浩君） 産業課長、亀尾憲司君。

○産業課長（亀尾 憲司君） 産業課長でございます。所得補償ということにつきましてござりますけども、現在、個別に所得補償をするというような考えはございません。しかしながら、側面的支援として現在行なっておりますのは、自然災害であったり、あるいは農産物の価格低下による農業経営に対するリスクのリスク分散として、軽減として、N O S A I 鳥取が運営する農業共済、収入保険であったり、あるいは果樹共済であったり、大豆共済であったりに対しての保険料の掛金の補助を行っております。こういった既存の事業を使って所得補償、直接的ではございませんけれども、側面的に支援をしているところでございます。以上です。

○議長（景山 浩君） 井原啓明君。

○議員（2番 井原 啓明君） 米の部門の最後になりますけれども、今現在、南部町で米を生産されている農家、もちろん若い担い手さんも多数いらっしゃると思いますけども、やっぱり中心は70前後、70代の方が多いんじゃないかと思います。今みたいに米の値段が倍になって、何とかこれでトラクターのお金が払えるわいというようなことがあるかもしれませんけども、やっ

ぱりもう3年先、5年先には廃業っていうことも頭の中で考えながらの経営となると思いますので、この米の価格がもしかしたら来年元に戻るということも考えられます。そういう面で町独自の所得補償施策をぜひとも検討いただきたいと、大規模の担い手さんには国が当然今までどおり補償してくれるでしょうから、小規模の家族農業の人に対する補償という意味で検討していただきたいと思います。

では、2番目の南部町地域防災計画実施状況についてお伺いします。先月、天津地区地域振興協議会が昨年実施されました地域防災の今後の取組に関するアンケート分析結果の報告会がありました。その中で、今後取組を強化すべき重要事項として指定緊急避難場所の明確化が上げられました。それを基にして質問させていただきます。

一番たくさんアンケートの中であったのが、やはり防災上で安心して暮らせる町が一番欲しい、こういうのがアンケートの中で一番多かったです。なぜ、10年前ですか、15年前ですか、災害対策基本法が改正されたかといいますと、東日本大震災で津波に対応できない避難所を指定していたため、被害拡大の一因となったことだそうです。確かにそのとおりで、避難場所は一時的に避難するんじゃなくて、暮らしていくという意味がある場所でもありますけども、そこは津波のことがその時点では考えられていなかったということです。

それで、先ほど町長も説明されましたけど、10年以上も前に法改正が行われたのに、なぜ南部町では何ら改正が行われなかったのか。なかなか町の特徴として、ここなら安全、ここなら一時避難ができる、だけど行くまでに危ない、そういうこともあるかと思いますけれども、やはりほかの市町村では防災マップを中心にして、そういう緊急避難所の設定がしてあるわけです。なぜ、今現在を含めて、そういう設定ができていないのか、もう一度説明をお願いします。

○議長（景山 浩君） 町長、陶山清孝君。

○町長（陶山 清孝君） 町長です。防災マップ上にあります14か所がその場所ですけども、これが指定避難所と重なってるところが南部町の特徴だと考えています。指定緊急避難場所として、先ほど壇上でも申し上げました五十数か所を防災監等が現場を回りました。しかし、例えばですよ、ある集落があったとします。そうした場合に、その場所で話すと、避難場所が5か所、6か所と分散しないと、そこに行くまでに土石流の渓流マークがあったら分断されてしまうわけですね。現実に、大変残念なことですけど、この間に緊急避難場所を指定したことが、逆にその避難場所に集まったところが被害に遭ったといったことも近年起ってきています。したがって、指定緊急避難場所というのは国の法律ですんで、これはつくらなければいけませんけれども、軽々に公民館に、じゃあ、しとこうかというようなことでは、形は整っても、実際には皆様の命を

一時的に守るといったことにつながらないと思っています。ここはやはり、もう少し地域の中でも、例えば議員がお住まいの地域の中でも、水災害であれば、水災害の影響がなくて土石流の影響がないところも、私、防災マップを確認しましたが、あります。その場所が、その土地のお持ちの方が御許可をいただいて、一時的には大変ですよ、もう雨にもびしょぬれになりながらでも、そこで軒下でも支えられるか、または家の2階にでも入れてもらうのか、そういう本当に厳しい状況の中で、どこに逃げるのかといったことを地域の中で話し合っていくと、なかなか話が進まなかったといったことが現実の状況でございます。

まだ地域の中で、各区長様方だとか地域の皆様はそのときの話を十分に御存じだと思いますので、そのときの状況をもう一度振り返りながら、指定できる場所は早急に指定したいと思いますけれども、先ほど言いましたように、場所の所有者が許可をいただくこと、番地指定ですんで。そして、かつ、そこが防災上間違いなく安全であること、この2点の要件がかなえられれば大丈夫だと思ってます。急いでその準備に入りたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（景山 浩君） 井原啓明君。

○議員（2番 井原 啓明君） ありがとうございます。

それに関わることなんですけれども、先日、避難の訓練放送が実施されました。有事の場合、避難指示により町民はどこに避難するものとして放送されたのか。私も放送を聞きましたけども、あれ、柏尾の公民館だったっけ、ふるさと交流センターだったっけと考えてしまった。私の子供が小さい頃には、大水が出て家がつかりそうになったら、みんなが別々にいたら、つくし保育園に集合だみたいなことを子供たちに教えた記憶があるんですけども、そういう意味で、今現在、町民がそういう緊急のときに一時的に避難する場所っていうのがやっぱり頭の中に入らないという事実があると思うんです。急いで分かるようにすると言われましたけども、これこそあした起きるか分からぬ問題ですので、ここに防災マップを持ってきましたけど、やっぱり聞いてみたら、今町長が言われた箇所しかありませんでしたので、なかなか福成地区、柏尾、谷川、この母塚山の水が下りてくるところだったらどこにしようかっていうのは、難しいのはよく分かりますけども、ベターなところを選定していただいて、町のほうで避難場所を設定していただくようにお願いしたいと思いますが、いかがでございましょうか。

○議長（景山 浩君） 町長、陶山清孝君。

○町長（陶山 清孝君） 町長でございます。実は前回の防災訓練では、あえて私がマイクを持たせていただいて、避難をしてくださいと申し上げました。議員がおっしゃったように、多分、私が何回もいろいろな場面で、とにかく緊急に避難する場所を皆さんで、年に2回防災訓練します、

その都度、秋は地震、6月は雨、このステージが、場所が、シチュエーションは違いますので、どこに逃げるのかといったことをとにかく1回、御家族で話し合っていただきたいという本意はそこにあります。ですから、議員がこうやって御質問いただいたことは大変ありがとうございます。

そこで、まず町が決めてくれとおっしゃいました。これは前も本議場で言ったと思いますけども、平成30年、中央防災会議、今これを決めたところです、防災会議のワーキンググループの報告書の中に、西日本豪雨、真備で大変な被害がありました。真備で、もう水没した中で多くの方が亡くなりました。この西日本豪雨を踏まえて、今後の水害、土砂災害から避難対策への提言として、災害時の避難行動の転換、各家庭などにタイムラインを作成する。いわゆる個々人が、一人一人が防災に真正面から向き合わないと、行政がここが避難場所ですよと言ったところは不十分になりますがちだという指摘があります。行政は、そのお一人お一人のお手伝いができません。したがって、集落等に出かけていって、皆さんのお声を聞いたり、その地域の中の危険な場所や、それから、ここなら安全じゃないかという御提言はしますけれども、そこに逃げるかどうかというのは、やはり御家族で相談をしていただきたいと思います。もちろん指定緊急避難場所も、その土地の所有者の御許可をいただければ、また、地域の中の御同意がいただければ、そこを指定していくますが、この安易な指定が、ここは避難場所だと言っておったところが逆に危険だったという事例は、この近年もたくさん出ております。ですから、しっかりと皆さんとこの辺りのところをお話しし、そして、刻々とその状況は変わっていきますので、その対応に住民の皆さんが対応できるように、防災教育というものを、防災監を含めて、行政としても対応していきたいと思ってます。したがって、行政が一方的に決めればそれで済むものではないということも御理解いただきたいと思います。

○議長（景山 浩君） 井原啓明君。

○議員（2番 井原 啓明君） ありがとうございます。町が指定したところでも問題は起きるということはよく分かりますけれども、日頃の安全というか、安心という気持ちを持つためには、やっぱり私とすれば、町がまず指定していただいたところというのが、心の支えといっちゃあなんですけども、安心が一番持てるものであるというふうに考えますので、御検討をぜひお願ひしたいと思います。

それからもう一つは、先ほど家族で一番安全なところを相談してくださいと言われましたけれども、各集落で、私の集落、柏尾もそうでしたけども、7年ぐらい前に防災組織というのをつくって、それで、防災訓練をしたり、防災監の方に来ていただいて指導を受けたりしたことがありました。ようやく組織が3年ぐらいたって稼働しかけたときにコロナが起きて、その後、なかなか

かみんなで集まってどうこうしようということはできなくなりました。その後が続いています。

今現在、南部町の集落では、集落防災組織があるところがどのぐらいあるんでしょうか。

○議長（景山 浩君） 防災監、田中光弘君。

○防災監（田中 光弘君） 防災監でございます。現状の自主防災組織がある集落というのが、93集落中80集落ございます。現状、把握しているところは80です。以上です。

○議長（景山 浩君） 井原啓明君。

○議員（2番 井原 啓明君） 80もあるんですか、なるほど。私はそういう、すみません、勉強が足りなくて、それほどあるとは知りませんでしたけども、それはとてもすばらしいことだと思います。

集落でいろいろ事情はあるかと思いますけども、先ほど言った防災訓練でありますとか、講習でありますとか、そういうものを集落の防災会議の中で検討して、日頃から皆さん防災に対して関心を持っていただくようにしていただきたいと思います。そして、残り13集落ですか、これもありますけれども、町として集落の防災組織の活動状況や、それから、まだないところに対してやっぱり出かけていっていただいて、集落の防災組織をつくっていただいて、皆さんで安心できる集落にしましょうねというようなことを、ぜひ推進をしていただくようにお願いしたいと思います。

それから、最後になりますけれども、このシールを御覧になったことがあるかどうか分かりませんけども、指定緊急避難場所、水害の場合は柏尾コミュニティセンター、地震の場合はふるさと交流センター、土砂災害は柏尾コミュニティセンターと書いた、こういったシールがたまたま柏尾の公民館にあったんだと思いますけれども、いつ役場が作られたものか分かりませんけど、南部町役場総務課と書いてありますので。こういったものは非常に、ある意味、例えば家庭の冷蔵庫に貼っとけば、ぱっと見ればあそこに逃げればいいというのが分かると思いますんで、できればぜひともこういうものを作っていただいて、みんなが、危ないときはあそこに逃げようというようなことを安心して思えるようにしていただきたいと思います。

詳しく分かりませんけど、米子市なんか町内の角を曲がるときに、避難所、矢印みたいなのがこのぐらいの看板で貼ってあるのを何回か見たことがありますんで、やはりそういうものがあれば、本当に気が動転したときにその緊急避難場所に向かって避難することができると思いますんで、ぜひそういうことも検討願いたいと思います。いかがでしょうか。そういうものを作成して、検討いただけませんでしょうかということでございます。

○議長（景山 浩君） 町長、陶山清孝君。

○町長（陶山 清孝君） 町長です。それは町が、先ほども、この法令改正に併せて各集落を回って御説明して、各集落の指定緊急避難場所をつくりましょうといった声で住民の皆さんとつくった場所にはそれがあります。残念ながら、その指定にいわゆるそういう公民館が使えなくて、個人さんの、例えば私も聞いていますけども、あそこの車庫に一緒に逃げようといったときの部分については、そこの車庫の個人所有者の承諾、そういうことがまだ十分に確約が取れていない、番地の指定だとかが法的な措置ができないといった課題があります。できるだけそれが、もう全ていかなければならぬと思いますけど、先ほど議員のおっしゃった、動搖したときにはもう動かないほうがいいと思います。そのような危険な状態の中では、もうほとんど逃げることが危険な状態です。そのぐらい避難というのは非常に難しい状態になりました。

ここで申し上げることなのをどうか分かりませんけども、私の尊敬する佐用町長が今度退任をされます。それは佐用であった町営住宅からの避難の経路の中で御家族が亡くなられた、その賠償というんですか、訴訟が終わったので、ひとまずこれで私は辞めたいということを、2か月ほど前の会議の中で私のそばに来て言っていただきました。そのような、やはり深夜に避難勧告を出して、町長自らが逃げろと言われたんだそうです。そして、そのさんは指定された避難場所に向かう最中の水路の中に流されてしまったといった、非常に不幸な事態だったと聞いています。

その場所によって避難の状況は違いますので、ぜひとも早め早めに避難をしていただきたい。そして、遅れたときには、先ほども言いましたように、もう的確にできるだけその危険から逃げる方法を常に考えといていただきたい。これも改めて町民の皆様に、この本議場を通じてお願いしたいと思ってます。今日もどこかで線状降水帯出でると思いますし、これは他人事ではないと思いますので、ぜひとも、命を守る行動ですので、自分事としてぜひお願いします。

その緊急避難場所についても、皆さんとこういう危機を共有する機会としてぜひ捉えて各集落に出向いていきたいと思いますので、まず御連絡いただけましたら、すぐに飛んでいくように防災監は言ってますので、ぜひよろしくお願いします。

私からは以上です。

○議長（景山 浩君） 以上で、2番、井原啓明君の質問を終わります。

これをもちまして、本日予定しておりました一般質問は終わります。

○議長（景山 浩君） 以上をもちまして、本日の日程の全部を終了いたしました。

これをもって本日の会を閉じたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） 御異議なしと認めます。よって、本日の会議はこれをもって散会といたします。

明日10日も定刻より本会議を持ちまして、引き続き一般質問を行う予定でありますので、御参集をお願いいたします。お疲れさまでした。

午後2時50分散会
